

# 研究通信

No.158  
1989年9月20日  
刊行会局部郎  
研究会務学四  
村落中央大沢  
事中吉八王子市東中野742-1  
Tel 0426-74-3559

## 第三七回村落社会研究会大会プログラム

第一回（10月18日）午前9時開会

自由報告（報告40分・質疑10分）

一、清水みゆき（千葉大学大学院）（9時～9時50分）

「住友の資本蓄積構造に果たした土地集積の役割と煙害問題」

二、武笠俊一（三重大学医療技術短期大学部）（9時50分～10時40分）

「戦後の農村変革と緊急開拓政策——岩手県東磐井郡旧興田村の事例」

三、佐渡和子（東京大学）（10時40分～11時30分）

「年齢階梯型（ひと結合型）村落と家連合型村落」

昼食 11時～12時30分（運営委員会）

四、福与徳文（農水省農業研究センター）（12時30分～13時20分）

有田博之（農水省農業工学研究所）

「都市化圧力による土地評価基準の変化——集落を単位として」

五、堀川 彰（農水省農業研究センター）（13時20分～14時10分）

工藤清光（農水省農業研究センター）

「農村型有線テレビがコミュニケーション活性化と技術普及に及ぼす影響」

六、大森正之（慶應義塾大学）（14時10分～15時）  
「先進的稲作経営の今日的課題について——秋田市近郊S家の経営動向をふまえて」

七、岩本由輝（東北学院大学）（15時～15時50分）  
「秋田県大潟村の農業経営と村落」

休憩 15時50分～16時

宿題委員会・地区研究会報告 16時～17時

総会 17時～17時50分

懇親会 18時

第二回（10月19日）午前9時開会

課題報告（報告50分・質疑10分）

「農村社会編成の論理と展開——転換期の家と農業経営」

司会者 高山隆三・高橋明善・安原茂

一、徳野貞雄（広島県立大学）（9時～10時）

「農業危機における農民・農協の新たな対応」

二、奥山正司（東京都老人総合研究所）（10時～11時）

「農村における高齢化の現状と農家高齢者の生活」

三、松村和則（筑波大学）（11時～12時）

青木辰司（秋田県立農業短期大学）

「有機農業運動の地域的展開」

昼食 12時～13時（運営委員会）

共同討議 13時～15時

閉会 午後3時

## 第三十七回村落社会研究会大会案内

### 一、日 時

一九八九年一〇月一八日（水）午前九時開会  
一九八九年一〇月一九日（木）午後三時閉会

### 二、会 場

「白川村萩町公民館」

〒五〇一―五六 岐阜県大野郡白川村萩町

電話 ○五七六九一六一六二五

大会期間中の夜間連絡先

萩町民宿 「孫右エ門」

電話 ○五七六九一六一六七

### 三、会 費

大会参加費 一、五〇〇円

宿泊費 民宿 五、二〇〇円（一泊二食付、暖房費込み）

旅館 八、〇〇〇円予定（一泊二食付）

懇親会費 三、〇〇〇円

昼食代 各自負担

四、取 消 宿泊取消は一〇月一〇日までに連絡下さい。その後の取消しは違約金一泊に付三、〇〇〇円を頂きます。

### 五、連絡先

〒三五九 所沢市三ヶ島早大人間科学部

村落社会研究会大会事務局

柿 崎 京 一

電話 ○四二九一四九一八一二（代）

又は〒一六七

東京都杉並区下井草一・二・五十一  
電話 ○三一三九九一〇七六三（自宅）

### 六、交 通

一、高山本線 高山駅よりバス乗継（高山―牧戸・牧戸―白川村）

高山発一三・三〇、一六・一〇（牧戸から白川村行へ連絡、バス所要時間約二時間三十分）

二、東海道本線 岐阜駅よりJR直通バス（名金線）  
岐阜発九・一〇（一日一便のみ、名古屋始発七・五〇）  
(バス所要時間約四時間三〇分)

三、東海道本線 岐阜駅より特別専用バス運行、  
岐阜発一三・〇〇

四、北陸本線 高岡駅より直通バス  
高岡発 一一・二〇、一六・〇〇（一日二便）  
(バス所要時間約二時間)

五、羽田―富山空港→バス四〇分高岡駅 高岡より四コースへ



## 一、住友資本の蓄積構造に果した土地所有の役割と別子銅山煙害事件

千葉大学大学院 清水みゆき

戦前期日本における公害は「公害の原点」と称される足尾鉱毒事件に代表されるように、鉱山業による「煙害」「鉱毒」という形態で頻繁に発現している。中でも足尾を含む別子・小坂・日立の各銅山は「四大銅山」としてその産銅量の増大とともに「煙害」「鉱毒」が大きく社会問題化した銅山である。

一八八〇年代半ばの世界的な銅価低落傾向からの脱出以降、アメリカと並ぶ生産拡大地域として成長した日本の銅生産は、一九一五年には世界第二位の産銅量を占め、後進資本主義国としての日本の外貨獲得産業の重要な一翼を担うに至るが、かかる状況下での「四大銅山」の「煙害・鉱毒」を、その処理のされ方に注目しつつ時期区分すると、およそ以下の三期に区分されると考えられる。

第Ⅰ期) 足尾銅山煙害事件(新居浜製錬所時代)：一八八二～一九〇一年。

別子銅山煙害事件(新居浜製錬所時代)：一八九三～一九〇四年。  
第Ⅱ期) 足尾銅山鉱毒事件：一八九〇～一九〇七年。  
別子銅山煙害事件(四阪島製錬所時代)：一九〇五～一九一〇年。

小坂銅山煙害事件：一九〇二～一九一六年。

第三期) 別子銅山煙害賠償協議継続時代：一九一〇～一九三九年。

日立銅山煙害事件：一九〇七～一九一四年。

その事件処理は第Ⅰ期においては個別資本の被害地買収による問題の鎮圧、第Ⅱ期は農商務大臣等の権力の仲介によるいわば「農鉱両全」の妥協的調停、第Ⅲ期は被害者・資本側双方による賠償交渉である。一方これら三期はほぼ第Ⅰ期が産業資本主義生成期、第Ⅱ期は、日清・日露両戦争を挟んだ産業資本主義確立期、第Ⅲ期は急速なる帝国主義段階への移行期としても区別される。

この「四大銅山」中、足尾銅山鉱毒事件はその反対運動の指導者田中正造の研究も含め、その歴史的位置付けをめぐって既に多くの研究成果が報告されている。しかし三期区分中からも明らかなように、別子銅山煙害事件の場合、各期毎に一定の解決をしながらも結局除外施設の完備まで被害者農民による反対運動が絶えず継続している点は大きく注目される。

この別子銅山は、その後財閥を形成するに至る住友資本の原生的な発展基盤であり、一六九一(元禄四)年の開坑から幕府直轄下、住友により稼行されていた。明治維新後は法的に住友の私的所有に転化され、その經營を引き継ぐ一方、住友はこの愛媛県東予地域一帯約六〇〇町歩にのぼる土地所有を形成し、愛媛県随一大土地所有者となる。こうして産銅業を基幹とし、銀行・化学・機械・電気等の関連諸部門を派生して、名実ともにこの地域に「住友王国」を形成するに至ったのである。

とくに住友資本による広域に亘る土地所有は、それが直接的には銅山内の食糧難に備えた米飯確保が名目であったにせよ、総括的には煙害被害地の直接的買収による反対運動の鎮圧をねらうだけだ

く、住友のもとにおける小作農家層からは安価で安定的な労働力を吸収し、その一方で小作地からの現物高率小作料としての飯米が、銅山労働者に市価の半額で供給される仕組み——それは幕藩制下で幕府より払下げ米として供給された鉱山内治安のための「安米制度」の継承——によって労務管理の役割を持つに到る。こうして住友資本は土地集積を通じて人・土地・米という三層循環の、地域に密着した独自の資本蓄積構造を創りだしていくこととなるのである。それが住友資本の独占資本への急速な成長の基盤とするならば、その構造はまさしく特殊日本資本主義の展開過程の問題構造を典型的に投影したものとして把握することができるであろう。

本報告における問題関心は、まさにこの点にあり、先にみた「四大銅山」の各公害事件を歴史的に把握しようとする時、かかる住友資本のもとでの別子銅山煙害事件の歴史段階的な展開が、問題把握の基軸となりうるのではないかと考えられるのである。

そこで本報告では、まず問題基軸としての別子銅山煙害事件が、住友資本の如何なる蓄積構造の展開・変質過程のもとで発現したのか、さらにはその蓄積構造の展開・変質が、被害者として反対運動を担う農民層の側に如何なる影響を与えたのか、また逆にその運動が煙害に対する住友資本の対応をどう変えていったのか、これら諸点を解明するとともに、それが今日の当地域で如何なる問題構造として把握されるのかを報告する。

## 二、戦後の農村変革と緊急開拓政策

——岩手県東磐井郡旧興田村の事例——

三重大学医療技術短期大学部 武 笠 俊 一

敗戦直後、緊急開拓と名づけられた政策が掲げられた時代があった。それは戦後農村の基本的な性格が形づくられた時代とほぼ一致している。

戦後農村の基本的骨格を決定したのは、いうまでもなく農地改革と農業協同組合であるが、開拓行政もまた土地（未墾地の開放）と、組合（開拓組合の結成）の二つを軸に展開した。一般には、農地開放も農協の結成もさまざまな曲折をへたが開拓行政においてはこの二つはより直載な形をとる。未墾地の取得は開拓の出発点であり、開拓組合の結成は開拓助成の受け皿としての必然性を持っていたからである。それゆえ、開拓行政は、政策内容の不備はともかくとして、戦後農政の形成に先行しつつ、その特色はもつとも早く具現化したのである。増産を至上命令とする土地開放と補助金交付から、生産性の低い開拓地区の切り捨てへ——緊急開拓事業の歴史の中にその後の戦後農政の原型が見られると言つてもいい。

戦後の開拓政策は、昭和二〇年十一月九日「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定されたことに始まる。その目標は入植一〇〇万戸、一五五万町歩の開墾を五ヶ年計画で行なうという、遠大なものであった。戦後開拓行政のなかで、行政施策の対象はつきの三つに大別され

### 国営開拓地（総面積が三〇〇町歩以上の地区）

国営代行開拓地区（総面積が五〇町歩以上の人々の地区）

補助開拓地区（総面積が五〇町歩以下の地区）

(1)は、地区内に農林省の事務所をおいて、全額国庫補助でおこなうもの。(2)は、全額国庫補助だが、事業は地方自治体が代行するもの。(3)は、一部開拓工事に補助金が出るもの。五〇町歩以上の地区はすべて集団地と呼ばれ、(1)あるいは(2)としての認証を農林省より得れば、「認承地区」「国営地区」などと呼ばれた。これに対し五〇町歩以下の地区は小団地と呼ばれ、補助を受けければ「補助地区（あるいは非認承地区）」受けなければ「非助成地区」と呼ばれた。

本報告で取り上げる岩手県東磐井郡興田村（現大東町）の開拓事業は、既存の村落と隣接して展開する事の多かった小団地開拓事業の一つである。昭和二〇年秋、国策として、「緊急開拓政策」が取り上げられると、興田村役場はひとまず村内に七ヶ所の開拓地区を選定して入植希望者を募った、昭和二一年六月には東京よりの疎開者林徳太郎を組合長として「興田開拓組合」が成立した。北より京津畑地区一〇戸、丑石地区五戸、落合地区三戸、天狗田地区一八戸、狩集地区一〇戸、中山地区五戸、大住地区一一戸の七地区合計六二名の開拓者によって構成される組合であった。以後この組合を中心興田村の開拓事業は進められてゆく。

入植者が最初に直面したのは、未墾地の取得問題である、村内の入植地は所属別でも「国有」「村有」「私有」の三種があり、交渉の相手も、地元の利害関係も異なっていた。そして、未墾地の開放問

題は当時進行中の農地改革とも無関係ではありえなかつた。

一方開拓者の中にも、純粹な入植者というより「増反入植者」と呼んだほうが適切な人々も少なくはなかつた。彼らは開拓事業を、當時進展しつつあつた農地改革の一端として、土地取得の手段とみなす傾向があつた。一般には農地改革においてには山林原野は解放の対象にならなかつたと言われているが、その一部は未墾地解放という形で農民の手にわたつたのである。

開拓事業には、各種の補助・融資金が初期の段階から交付されて、開拓組合もそれに対応して幾度か改組された。それらは戦後における補助融資行政とその受け皿作りの努力の、もっとも早い段階のものだったといえるだろう。

このような新しい政策を可能にした重要なポイントは、受け入れ側である開拓組合を運営していた人々の特異な資質にあつた。開拓事業に携わつた人々は村外での生活経験が豊富な人々や大規模な官僚組織で勤いた経験のある人が少なくなく、行政組織の要求する煩しき書類事務にも応えることができた。開拓事業は、農民組織の運営に新しいタイプの人材を活用した点でも、戦後農村の大きな変化を予兆するものだったといえる。



### 三、年齢階梯型（ひと結合型）

#### 村落と家連合型村落

東京大学 佐 渡 和 子  
1.はじめに

日本村落の社会形態は、幾つかの異なる型に分類される。従来の代表的村落社会の類型としては、農村社会学では有賀喜左衛門・福武直の「同族型」村落・「講組型」村落の二類型理論がある。法社会学では、磯田進・川島武宜・江守五夫らは、社会の構成単位が家ではなくて人である年齢的秩序に沿った社会構造をもつ村落を別の類型として設定している。

本報告では、人が社会の構成単位をなす社会を、「同族型」村落・「講組型」村落という二つの家型村落と比較しながら、その構成原理を明らかにすることを主要目的とするが、同時に、第三の類型である人型村落と比較することによって、実証を通して、伝統的家型村落の特徴を浮かび上らせていきた。三類型の実例と考えられる調査三村落は、「同族型」村落は秋田県大曲市中沢、「講組型」村落は（水平的な結合が強いという意味では「講組型」に近いと思われるが、なお「同族型」村落の特質も部分的にみられる村落を「亜講組型」と規定して）、茨城県新治郡新治村上坂田、「年齢型」村落は沖縄県國頭郡國頭村奥である。

2.村落社会の構造  
ある社会を構造として捉えようという場合、第一に社会集団の構

成単位が問題になる。これまでの社会学の定説では、村落社会の単位は家といわれてきたが、むしろ個々人と考えた方がよいムラも存在していると考える。以下では、「奥」を事例として、発生史的議論をふまえ、現代の構造の聴取や記憶から過去を復元する方法で、年齢階梯型村落の近代農民家族とムラの原型を確認し、家型村落の家やムラとの違いを明らかにする。

三調査村落はすべてムラに血縁的集団・地縁的集団をもっている。以下、これらの比較を試みる。

「中沢」は、開拓家の土地占領の経済的基盤の上に形成した本家地主・分家小作人の上下的身分関係をもつマキとよばれる親族集団の同族をもつ、血縁的家連合体と捉えられる同族が発展している結果、有力同族本家地主の家長が世襲的にムラの最高の役職を独占してきた例から知られるように、同族秩序に沿った社会秩序が親類関係・地縁的集団・年齢的集団などを含めて社会全般を規制してきた特性が認められた。しかし、「上坂田」は古代開発村であって、土地所有は細分化されており、「同族型」村落よりマケとよばれている親族集団の同族組織は小規模であつて機能も弱化しており、対等的関係がより強化されていた。その結果、同族と同質の性格をもつ地縁的家連合体すなわち組合結合が社会秩序の中軸を担ってきた。両型村落の主要集団の構成単位は家であり、聚落的家連合体ともいわれてきたように、村落社会の構成単位は家と捉えられる。

他方、「奥」の親族集団である「門中」は、明治32年まで存続した地割制度などと関連して経済的機能はもたず、その結果政治的機能ももたず、宗教的機能のみをもってきた。したがって、親族においては日常生活の互助は個人中心の親類関係が中心的役割を担つてき

た。隠居制はないが寝宿慣行をもつ内婚率の高い村落であり、若者組を中心として年齢的集団が発展して社会構造の基本秩序の主軸となってきた。神役の選出法、ムラ仕事・葬式などの組の出役法、婚姻配偶者の選択法、ムラ墓などから、血縁関係や家族のエゴよりもうとしてのまとまりの優越が知られる。「家産」を欠いて「家長」の権威も特定された「家柄」もなく、制度的家は存在せず、社会構成の単位は年齢に基づいた人、と判断がなされる。

3. 二類型の社会構造的特色一とくに「年齢型」村落について  
「同族型」村落も「講組型」村落も家を単位とした同一類型としてみることができる。その特色がより明確な「同族型」村落をとり上げて、村落社会構造を規制する生業形態との関わりをふまえながら、社会構造の特色が端的に捉えられる①家族形態 ②階層制 ③社会的相互作用を指標にして、以下では二類型として「年齢型」村落との比較を試みる。

〔同族型〕村落 ①労働集約度の高い稻作農耕をなす「中沢」では、分家群の家族労働力に依存する本家経営という家經營体が多いため、同族集団は適合的労働組織形態であった。傍系親族や奉公人などの家成員を多く含んで、原型的には直系家族を中心とした大家族形態が多い。②同族結合が村落構造の基軸をなしているため、ムラの支配構造も社会構造も同族秩序に沿った階層制を形成してきた。③ムラが家を通して、あるいは家が人を規制する。

〔奥〕 ①漁業・林業・伝統的焼畑耕作などの生業の主な労働様式は、ムラ共有を基礎にした生産手段を利用する基本的作業様式と青年層中心の労働力単位による労働組織で行われてきたのであり、家

族の独立性は弱い。長男は親と同居し、次・三男は屋立てる形態が一般的であったといわれている。②個別の家族が自立できない低生産の故に、ムラが家族のエゴを抑制して、性的年齢的分業に基づいて共同生活を保持してきた結果、階層分化は未成熟であった。③ムラが直接にムラ人達の相互作用を規制してきた。

以上、村落社会構造の差異は、異なった地理的・政治的・経済的条件の歴史的過程における相互作用の結果として形成展開してきたと考える。日本では、近世中期位までに人型村落から家型社会への移行が多くみられた。本報告で例とした沖縄以外にも「年齢型」村落は奄美などに連なって本土に広範に広がっている類型であり、発展類型ではなく、同時依存類型として抱えることができたと考える。

#### 4 むすび

日本の家は、これまで農村の生活と生産のための重要な役割を果たしてきた。しかし、世界的にみると、家を単位としている社会は特異形態といえる。沖縄における社会の単位をなす人はいわゆる「個人」ではなく、ムラの規制を強く受けた人である。換言すれば、家族の自立性の保証もしえないような限界をもってきた。今日は、両型村落はともに、生活保障機能の弱化などの矛盾や困難に直面している。今後は、日本におけるこの二つの村落形態の伝統を反省し、両者を越えて人間を主体とする新しい農村と農業を形成しうるような自立した「個人」あるいは近代的「個人」の形成が望まれる。なお、東南アジアの村落は沖縄と同様に人型村落と捉えられるが、ムラの結束力は弱い。ムラの結束力の強さは、日本の民族的共通性と考える。両者の差異の解明は今後の課題である。

## 四、都市化圧力による土地評価基準の変化

### —集落を単位として—

農水省農業研究センター 福与徳文  
農水省農業工学研究所 有田博之

#### I はじめに

都市化の進展によって、農家の土地に対する意識が「農業生産手段としての意識」から「資産としての意識」に変化しつつある。そのため、交換分合、換地等の土地利用調整で用いられる土地評価基準も「農業生産手段としての土地評価（以下、農業的条件）」重視から「資産としての土地評価（以下、都市的条件）」重視に変化していると予想される。

そこで本論では地理的条件、時間的条件を分析軸として、集落による土地評価基準の差異を把握し、都市化圧力の程度によって土地評価基準がどのように変化したかを分析する。

#### II 調査方法と調査地区

開発に際して集落単位に「開発予定地内の農地」と「代替農地」との交換をおこなった石川県松任市の五集落を分析対象にして、集落間の土地評価基準の差異を考察する。

石川県松任市は北側は金沢市、また東側は金沢市からの都市化の進展が激しい野々市町に隣接している。松任市の人団は住宅開発により一九七〇年の三万一千人から一九八五年には五万三千人まで

増加している。これに伴って農地転用も多く一九六九年から一九八五年までに約五五〇haの農地が農地法五条によって転用され、また農地法三条による交換は延べ約四〇〇haで、交換を用いた土地利用調整の多さがうかがえる。

この五集落それぞれから当時のキーパーソンを選定し、交換の経過や土地評価基準等を聞き取る方法を採用了。また聞き取り結果の妥当性は、一筆毎の農地法3条交換許可書に基づくデータなどを用いて確かめた。

#### III 分析結果

この調査からまず土地評価基準の要素の整理をするとつきの四条件が得られた。①面積的な釣合を考える「面積」条件、②農地の团地化を重視する「団地化」条件、③地味、水利、管理状態等の農地としての条件を考える「豊度」条件、④将来開発として見込まれる都市的利用を考えた「開発見込み」条件である。

次に上記四条件の優先順位を集落別にみると、表のようになつた。そこで、この表から集落単位の土地評価基準の差異を考察すると以下のことが指摘できる。  
①集落のおかれている地理的条件、時間的条件によって四条件の優先順位に差があること。②転用が集中した一九七〇年～七五年において、「開発見込み」条件が優先条件として挙げられてくるのは野々市町に隣接しているH集落のみであること。③海岸寄りで、金沢市、

野々市町から遠隔地にあるT、Bの集落では「開発見込み」条件は優先順位としてあがってきていないこと。<sup>④</sup>一九七〇～一九七五年当時は、H、T、B集落で「団地化」、「豊度」の農業的条件が重視されていること。<sup>⑤</sup>松任市西南の海岸沿いに位置し、金沢市、野々市町から最も遠隔地に位置するM集落でも、近年、農業的条件から都市的条件に重点が移ってきていていること。<sup>⑥</sup>金沢市に近接しているN集落の一九八三年の開発時には「開発見込み」条件が挙がっていないこと。<sup>⑦</sup>圃場整備が控えている一九八六年のB集落は「面積」条件のみが問題にされていること、等である。

#### V まとめ

地理的条件、時間的条件によって異なる都市化圧力の差が土地評価基準の内容に影響を及ぼし、それが土地評価基準の評価項目の優先度の差異になっていることがわかる。

一九七〇～一九七五年当時では、まだ農家に農業継続意欲が強く、土地を農業生産手段として位置づけた内容の土地評価基準になつてゐる。しかし、そうしたなかで、都市化圧力を受け易い位置にあつた集落だけが土地評価基準の中に都市的条件を含めている。

一方、近年の都市化の進展に伴つて、都市化圧力の弱い位置にある集落においても都市的条件を重視するようになってきている。ただ、N集落のように都市化圧力がきわめて高い集落では、土地資産価値の格差が激しくなり、その評価が難しいため、近年土地評価基準項目の中に都市的条件を含めなくなつた集落もある。したがつて、そいつた地域では土地利用調整そのものが困難になつてきている。

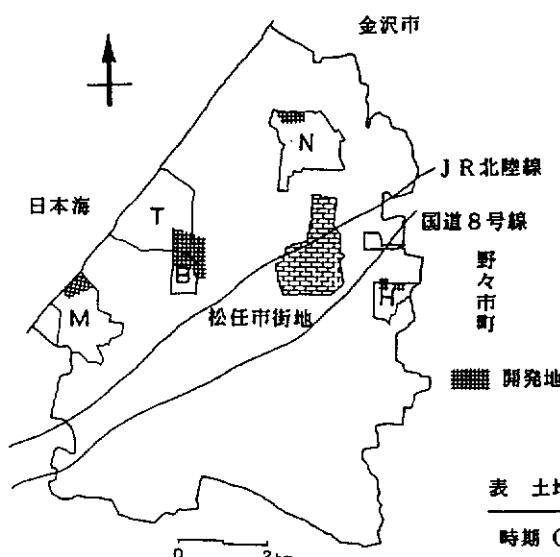


図 調査集落の位置

表 土地評価基準項目の優先順位

時期(西暦)	70	72	72	75	80	83	85	86
集 落	H	T	B	M	M	N	M	B
面 積	1		3	1	1	1	1	1
団 地 化	2	1	1				3	
豊 度	3	2	2			2		
開 発 見込み	4						2	
非開発見込み					2		2	

\*「非開発見込み」は、将来開発されそうもない農地をいう。

## 五、農村型有線テレビがコミュニケーション活性化と技術普及に及ぼす効果

### —岐阜県国府町の例—

農林水産省農業研究センター 堀川 工 藤 清 光

はじめに

近年、各種のニューメディアの発達に伴い、農山村地域においても、こうしたメディアを導入して地域の活性化を図るうとする自体が増えていく。

しかし、このようにメディアが実際にどの程度地域の活性化や産業振興に役立っているかについての研究はあまり行われていない。

本報告は、日本で初めて農村型有線テレビの自主放送を行った岐阜県国府町を例にして、有線テレビがコミュニケーションの活性化と農業技術の普及にどの程度影響を与えていたかを評価しようとするものである。

#### 国府町の概要

岐阜県吉城郡国府町は、高山市北に隣接する人口約八〇〇〇〇の町である。一四の集落があり、主たる産業は稻作を中心とする農業であるが、近年は第二次、第三次産業に従事する者の比率が増えている。国府町の有線テレビは、行政と住民とのコミュニケーションの活性化、農林業に関する情報の提供等の目的で設立され、昭和五三年から放送が開始された。有線テレビは九チャンネルで構成され、そ

の内一チャンネルが自主放送（KHK-TV）であり、広報の伝達や見近なニュースの提供等に使われている。現在加入率は全世帯の九七%に上っている。

#### 調査の方法

本調査は、昭和六三年一月に、町役場から各集落の区長を通して、調査表を全戸に配布し、その逆のルートで回収を行った。回収率は九一・八%であった。

調査項目は大きく二つに分かれ、前半は、全ての回答者が回答するもので、回答者の属性や、国府町の自主放送に関する質問である。後半は、農家の回答者のみが回答する質問で、栽培している作物や、採用した農業技術等の農業に関する質問で構成されていた。

#### 結果と考察

回答者の約2／3が週に一日以上自主放送を見ており、約七割の人が「町のニュース」というコーナーができるだけ見るようにしていると回答している。自主放送についての評価では、「町内の出来事がよくわかる」とする者が回答者の七割を占め、次いで、「衛星放送がみられる」「画像がきれいだ」などが評価されている。

有線テレビの自主放送の視聴者の特性を見ると、年齢が上がるにつれて自主放送をよく見る人の割合が増え、よく見る人ほど自主放送の中でも町内の出来事を重要であると考えている。（あまり見ない層は衛星放送を重視している。）よく見る人はまた、日常の会話においても番組の内容を話題にすることが多いことが示された。

全体的に見て、視聴者が自主放送に求めているのは主として身近

なニュースや各種の行事の報道であり、また、番組制作側もこうしたニーズに応えているように思われる。しかし、こうしたことがコミュニティの活性化に結び付くには、コミュニケーションの問題、さらには自治組織の対応が残されている。

農業技術の普及に関しては、回答した農家の内で有線テレビの自主放送を農業技術の情報源にしていると回答した人は約七%に過ぎず、(ちなみに最も多く利用されているのは農協の資料で、約三割の人が利用していると回答した)あまり有効な情報源とはなっていないことが示された。また、自主放送で紹介された具体的な農業技術二例（粉衣法による水稻の種子消毒とスイートコーンの一品種であるピーターコーン）についても、自主放送によってこれらを知ったり、採用に当たって自主放送の影響を受けたと回答した人は極く少數であって、新技术の普及に及ぼす効果は少ないことが示唆される。

有線テレビの自主放送を農業技術の情報源にしていると回答した人は、農業本業農家よりも「兼農家」により多いことや、自主放送の農業番組に最も期待されているのが時期に合わせた栽培指導等であることなどから考えて、現時点では、有線テレビの自主放送の農業番組は、新技术の普及を促進するというよりは、「兼農家」を主な対象として、栽培のポイントを時期に合わせて放送する、いわばテレビ版の栽培歴といった性格を有していると考えられる。

しかしながら、最新の農業技術に関する情報を自主放送の農業番組に期待している農家も、農業本業農家を中心に少なからず存在しており、農業番組の全国的ネットワーク等でこうした要望に応える体制が整えば、有線テレビは新技术の普及において、有効なメディアとなり得る可能性も示唆されている。

## 六、先進的稻作經營の今日的課題について

(秋田市近郊 S 農家の経営動向をふまえて)

慶應義塾大学大学院 大森正之

### 「はじめに」

先進的稻作經營 S 農家の経営事例の中に商品生産者としての成熟と「村離れ」を前提としたパーソナルな「町的」信頼関係にもとづく地域農業の再編成の方向を読み取ることを課題としたい。

### 「1 経営概要」

S 農家は秋田市近郊、雄物川河口の新家（住宅地）に住居を構え、農場を隣接（車で五分）の混住水田地帯である浜田地区に有する専業農家である。家族構成は、夫婦（共に四〇才）と一男三女。一九八八年度水稻作付総面積は、六・六ha（内、自作地一・五ha、借地五・一ha、関連地主一八名）、転作大豆などの作付面積一・三ha（内、自作地〇・八ha、借地一・五ha）。大型機械一貫体系を備え、農繁期に補助労働力を雇用し、米穀生産額一、一〇〇万円（六六四俵）、作業受託料一二〇万円の経営を行っている。

### 「2 経営の現状」

八八年度の総収入は米穀販売額に小作米換算分及び作業受託料を加えてほぼ一、三〇〇万円、経費の総額はほぼ九九〇万円であるところから農業所得は三一〇万円となっている。また転作奨励金四〇万円やヤミ米販売額五〇万円等を考慮すると実質的な所得は四〇〇万

円以上と推察される。経費の三割、三一〇万円を減価償却費が、二割、二〇〇万円を小作料（一〇a当たり、二十三俵）が、そして一割一〇〇万円を雇用労賃（半分は現物）がしめており、残りは種苗・肥料・農業・燃料等の生産資材費、租税公課、水利組合費、共済金等である。なお六〇kg当たりの第二次生産費は一・六万円弱などである。S氏によれば、現行所得水準の維持を前提とした場合、作付面積を九haまで拡大し、小作料を平均二俵以下まで引き下げ、その経費を節約することで、六〇kg当たり一・五万円までの米価引き下げには対応できるといふ。

土地の賃貸借及び作業受託に関しては、現在、相対契約で行っており、土地の貸し手あるいは作業受託者は六〇—七〇歳台のリタイアした農家が大半を占め、会員及び商店主は五軒程度である。また、補助労働としては農繁期には奥さんとりタイアした叔父、住居地近隣の老人（雑貨店）と奥さんの友人が一一三人割り当てられ、場合によっては農業研修の学生がこれに加わっている。とりわけ当経営の特徴は流通面にあり、米穀の販売をのぞいて、大型機械や肥料・農業などを直接メーカー・商社から購入し（一部リース）しており、農協への依存度が低い点にある。実質的には、商品生産者としての質を備えた経営である。

### 〔3 経営の推移〕（省略）

経営上の課題としては、米価の引き下げや、減反以外に、借地面積拡大に伴う過度の耕地の分散性がある。貸し手はあっても作業効

率上借りられないという問題をS農家では他の受託者や自作・飯米農家との換地で克服しようと試みている。また受託者が高齢であることから、相続後の借地相対契約の継続も課題である。こうした課題はいわば地域農業の再編成の方向と密接な関連をもっていると思われる。しかし、S農家は、あくまでも個別経営の枠組みの中での土地利用調整を指向しており、農作業空間での付き合い（農作業に関する相談や無償の協力関係）を基礎にしたパーソナルな信頼関係の強化を問題解決の鍵と見ている。従って地域内での何等かの集団的・土地利用調整を必要としていない。また從来から村仕事とされた、用排水路の整備に関しては、現在所属する複数の水利組合が各自でおこなっているが、実作業の大半はS氏が直接担っており、費用も利用面積に応じて分担している。利用に応じた金銭的分担と実作業の大半担うことが地域の信頼を得る為に必要とされている。

家族労働プラス補助作業員という労働力編成は、今後も継続されるであろう。現在行われている居住地隣接からのリタイア労働力及び主婦のパートタイム労働力の調達は、飯米・野菜プラス現金という支払形態に適合的であり、今後も安定的であると思われる。ここでもS農家とのパーソナルな日常的近隣付き合いが基礎となっている。

こうしてS農家の「村離れ」し、パーソナルな「町的」信頼関係にもとづく経営を可能としている条件は、秋田市近郊という立地と住居と農場の分離という特殊な経営形態さらにはS氏の経営者としての資質にあると思われる。

## 七、秋田県大潟村における農業経営と村落

東北学院大学 岩 本 由 輝

### I

「經營に成功」、「むら」づくりに失敗」というのが、少なくともある時点において日本のモデル農村を志向して八郎潟干拓地に創出された秋田県大潟村を一べつしての率直な感想である。もう少し具体的にいえば、經營の成功とは個別農家の農業經營の成功であるが、むら」づくりの失敗は、一面で行政の意図した入植者五、六人の一つのグループとして村の核にしようとしたその失敗であり、もう一面で各入植者がモデル農村の建設者に選ばれたという自負心のもとに抱いていたユートピアづくりの失敗である。

この両面の失敗の背景には、入植当初に推進されようとした水稻直播の失敗という技術的な問題、入植時に設定された五、六人のグループで始められた共同經營の仲間割れによる失敗という問題、村長選挙や村委会員選挙を重ねる過程で生じた村政上の対立という問題、減反政策実施以降の過剰作付の処理の過程で生じた青刈りをめぐっての農政に対する不信と村民相互間の不信の問題、不正規流通米（いわゆるヤミ米）の生産の是非をめぐっての農産物自由化に対する村民各自の姿勢の違いの問題などがあり、これらは複雑にからみあっているが、結局のところ、個別農家の自立を可能にした農業經營の成功が「むら」づくりの失敗の根本的な原因であるといえる。県庁や村役場の担当者は村民一人一人が一匹狼であるといい、その扱いの難しさを口にするが、村民一人一人も各自が農業經營だけで十分自立できるという点において、そういわれることを否定しない

し、場合によっては誇っている気配すらみられる。それともう一つ、水利体系が一枚一枚の圃場（一・二五ヘクタール）に独立して灌排水ができるようになっていることも「むら」としての規制を働かすことのできない理由の一つを形成しているといえよう。そして、こうしたことははしなくも共同体的な意味での「むら」など、個人が孤立しても自立し状況のもとでは成り立ちえないことを示すものであり、決して伝統がないからということではないのである。

### II

村内に北緯四〇度線と東経一四〇度線の交合点を有する大潟村は、かつて琵琶湖について日本第一の湖であった八郎潟（二三一、〇九四ヘクタール）を干拓して作られたもので、村内最高地点での標高が海拔マイナス四メートルという海面下にある村である。延五（キロメートル）の干拓堤防で囲まれた干拓地区面積は二五、六四〇ヘクタールで、村の行政面積を承水路・調整池を含めて一六、六五七ヘクタールである。なお、往時の八郎潟の五分の一ばかりが残存例（調整池・承水路）として存在するが、その広さはおよそ十和田湖に匹敵するという。したがって、元の八郎潟の大きさを知らない者が船越側から訪れるとき、残存例をみて八郎潟はまだ干拓されていないという印象を抱くことがあるという。

千拓の歴史を概説すると、一九五二年七月に農林省八郎潟干拓調査事務所が設置され、オランダの对外援助機関の技術協力をえて、一九五六六年までに八郎潟干拓事業計画が完成し、一九六〇年七月には八郎潟干拓事務所が開設され、国営八郎潟干拓事業は着工をみる。一九六四年一〇月一日には大潟村が発足するが、行政的に設置された

この村の当時の人口はわずか一四人（六世帯）であった。一九六五年八月には八郎潟新農村建設事業団が設立される。一九六六年五月には干陸し、一九六七年から入植が開始され、一九六八年から営農が始まられたが、全工事が完了したのは一九七七年三月で、造成された干拓地の総面積は一七、二〇三ヘクタール（うち大潟村分が中央干拓地と呼ばれる一五、六四〇ヘクタール、残りの一、五六三ヘクタールは周辺干拓地として区分される）であり、総事業費は八五二億円（国営五四三億円、事業団三〇九億円）であった。なお、八郎潟新農村建設事業団は一九七八年二月に解散する。

### III

大潟村への入植は、一九六七年に始まったが、このとき第一次入植者五六戸には水稻単作経営を前提として一戸あたり一〇ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場八枚）が配分され、一年間の訓練のち一九六七年から営農を開始している。第二次入植は一九六八年の八六戸、第三次入植は一九六九年の一七五戸、第四次入植は一九七〇年の一四三戸で、いずれも一戸あたり一〇ヘクタールの配分で、一年間の訓練のち営農を開始する。

ここまで第一次から第四次にかけて合計四八〇戸が入植したわけであるが、この時点での生産調整の一環として新規開田抑制策が実施されたことによりなおかなりの未利用地を残しながら入植は中止された。

その後、一九七三年八月に八郎潟新農村建設事業団法にもとづく基本計画の変更が行なわれ、それまでの水稻単作経営を前提とするものから稻と畑作物の作付を当分の間おむね同程度とする田畠複

合経営を行なうことを条件に一戸あたり一五ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場一二枚）を配分することで、一九七四年に第五次入植の一〇戸の入植をみている。これで五八〇戸と基本的な入植は完了したわけであるが、この第五次入植者とあわせて、第一次から第四次入植者にも前記の田畠複合経営への転換を行なうことと条件に一戸あたり五ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場五枚）が増反配分された。この結果、大潟村の全農家が一五ヘクタールの土地を所有することになったのである。

ただ、この基本計画の変更にともなう田畠複合経営への転換を入植者に遵守させるために、一九七八年四月から一〇年間に限って違反者から農林大臣が配分した土地を買戻すことができる旨の契約が農林大臣と入植者との間で結ばれている。のちの青刈り騒動や、いわゆるヤミ米騒動にはこの契約の解釈の問題がかかわってくるわけである。

なお、一九七八年には秋田県内の玉川ダム建設に関連して九戸が既入植者と同じ条件で県単入植し、これが最後の入植者となつたわけであるが、全体で五八九戸（秋田県出身三三三戸、北海道出身八四名、秋田県を除く東北地方出身五四名、中部地方出身四六名、九州地方出身二三名、中国地方出身一九名、関東地方出身者と近畿地方出身者一六名、四国地方出身者九名）の入植者のうち、異動は一九八四年一戸、一九八八年に五戸、一九八九年に三戸で、現在、入植者数は五八一戸となっている、とにかく入植者の定着率の高さは個別農家の農業経営の成功に裏付けられていることは間違いない。ただし、異動が、一九八七年三月末日で切られた農林大臣による買戻し条項の適用期間以降に八戸と集中して現われているところは気に

かかるところであるが、大潟村農業委員会の説明ではまったく特殊な事情によるもので、今後、こうした傾向が続くとは考えられないということである。その特殊な事情の内容は農業委員会としてはなあまりにも最初のことなので勘弁してくれということであったが、仄聞したところでは、とばくに手を出したとか、病気になって農業を続けられなくなつたとかで、農業経営上の失敗ではないようである。なお、五八九戸から異動の九戸を差し引いて現在五九二戸といふのは数が合わないがという問い合わせに対し、二戸はすでに「家族」的に継承されておるとのことであつたが、これも詳細は聞けなかつた。さらに、別の異動者二戸の当初配分である一〇ヘクタールずつがそれぞれ二戸の入植者によつて買収され、既存の所有地一五ヘクタールとあわせて二五ヘクタールを所有している者が二戸あるという話を聞いていたので、農業委員会に聞いたが、肯定も否定もなされなかつた。

#### IV

ところで個別農家の農業経営の成功という点は、一〇戸を抽出した調査にもとづき、粗収益から直接間接の経営費を差し引いた所得が一九八五年に八五八万円、一九八六年に九九七万円、一九八七年に九四七万円という数字からうかがえよう。粗収益は農業収入と農外収入に分けられるが、専業農家ゆえ農外収入はとるに足らないし、農外収入も受取利息とコンバインの賃刈り収入を主としたものであつて、兼業収入ではない。そして、粗収益から差し引かれる。直接経営費には種苗費、肥料費、農業薬剤費、諸材料費、農具費、建物費、光熱動力費、賃借料・料金、雇用費、水利費が、間接経営費に

は保険料、農業用被服費、支払利息、公租公課、管理費、農外支出が含まれる。

所得九九七万円をあげたときの一九八六年の大潟村の水稻一〇アールあたりの経営収支・生産費などを、秋田県および全国の数字で比較してみると、粗収益では大潟村一〇〇、七八三円、秋田県一九四、九二九円、全国一七三、八七七円経営費では大潟村八〇、六三二円、秋田県八八、二一〇円、全国九一、三六六円、所得では大潟村一二〇、一五一円、秋田県一〇六、七一九円、全国八二、五一円、所得率（所得÷粗収益×一〇〇）大潟村五九・八%、秋田県五四・七%、全国四七・五%、一〇アール生産費では大潟村八六、七五二円、秋田県一二六、四一六円、全国一三七、八七五円、六〇キログラムあたり生産費では大潟村八、三三九円、秋田県一二、三一〇円、全国一五、三一一円、一〇アールあたり労働時間では大潟村一二・三三時間、秋田県四七・七時間全国五二・二時間、一〇アールあたり収量である。

この大潟村の数字は、大潟村農業協同組合の説明ではどの一〇戸をとっても大きく変わらないというほど平均化しているということであるが、これは1戸あたり一五ヘクタール中、作付可能面積を一四・六ヘクタールとし、水稻八・八ヘクタール、畑作物一一・一ヘクタール（うち後作面積五・四ヘクタール）であることを前提としての計算である、つまり、減反政策を遵守してといふことであられたものであり、一九八六年には過剰作付者が入植者中一八七戸もいる状況のなかでは、所得九九七万円は最低水準を示すものであり、過剰作付を、いわゆるヤミ米として売っているものは、このような形では把握されていないから、所得一千万円を軽く越えて

いる個別農家がかなり多くなるはずである。少なくとも農家一戸の所得九九七万円というのは、十五ヘクタール所有の規模のメリットが公的に發揮されていないという不満を含んだうえでの個別農家の農業経営の成功を示す数字なのである。

## V

- 報告で、右で述べたことをふまえながら、
- 住区と圃場の存在形態
- 共同経営の失敗要因
- 大潟村土地改良区と水利体系
- 大潟村農協の性格（職員一〇八名中入植者子弟三名）
- カントリエレベーター公社の経営
- 大潟村役場と村民（職員六三名中入植者子弟一名）
- 過剰作付とゼプラン方式
- あきたこまちと有機農法
- 不正規流通米と農産物自由化
- 村内グループの離合集散
- 神社と墓地の設置をめぐって
- 入植者と母村との関係
- 「むら」なきところの「むら」の因襲
- 来るべき農業後継者問題と“いえ”などの項目を検討してみたい。

## 一、農業危機における農民・農協の新たな対応

徳野貞雄

『哲學百姓』と思える農民に出会うことが近頃多い。彼らは、厳しさを増す農業状況の中でも、意氣軒高である。農業を単に経済的行為としてのみ位置づけず、農業のもつ総体的機能を自己内部に掘り下げなら、農業営為のアイデンティティを確立している。一方、その農業総体のもつ機能をバネに、農業技術、生産関係、流通関係、農家生活、地域関係などさまざまな領域の見直し・再構築を進めようとしている。

かれらのこのような活動は、単に個人レベルのみで展開されるだけではなく、グループ・組織集団・農協等さまざまな形態で展開されている。彼らの活動の特徴の一つは、従来の農業関係領域の中（農民、村、農業団体・市場など）にとどまらず、農業総体のもつ多元的機能をバネにして、従来は非農業的領域と考えられてきた領域（非農業者・都市、異業種団体など）に積極的に働きかけ、情報・流通のネットワークを形成しながら、自からの農業経営を展開するとともに、現在の農業解体に対する対抗的活動を展開していることである。

## 二

本報告は、前述のような活動を展開している個別農家、集団農場、農協の事例を中心に検討を加えたい。三つ異なるレベルから検討を加えることによって、農業危機に対抗していくとしている一つの

方向性を明確化したいめである。と云うのも、現在提示されるいる政策としては、一つは国際化・自由化に対抗するための規模拡大・コスト低減による経営合理路線と、消費者ニーズ等に適合した高付価値農業経営の方向性が提示されている。しかし、前者は、行政主導型の構造政策として強力に進められてはいるが、きわめて、コスト論を軸にした画一的な上からの政策対応という性格は否めない。また、地域的にも東日本の稻作地帯に主眼を置いた政策であるため、複合型経営を軸とする西日本の中核農家経営とは必ずしも適合しているとは云難い状況も発生してきている。

一方、高付価値創造型政策は、その形態自体がきわめて多様な展開であり、また、農業経営者自身の能力・個性にかかわる部分も大きいため、行政主導型の画一的な指導・制度にはじみにくいものである。現に、政策よりも実態が先行しており、その中心的な担い手として「哲学百姓」の姿が見られる。

しかし、そこには、変革期における農民達の主体的な対応過程がよりリアルに発現していると考えられる。すなわち、変革期における「家族」「イエ」「ムラ」「地域」「組織」「生活」「雇用」「情報」「市場」「消費者」「農協」「経営」「官農」等さまざまな農業にかかるファクターを、貸りものではなく自からの認識と評価を行ない、自己の農業経営の中に再構築していく。本報告は、この実践的方向性を明らかにすることにある。

### 三

具体的な報告事例としては、福岡県桂川町で「百姓百職」論を中心張しながら、無農薬直経営を行なっている古野隆雄氏の活動を中心

心とする個別経営の事例。組織集団の事例としては、山口県阿東町で二十数年に及ぶ共同経営をおこない、「小規模複合大農業」と呼ばれる水稻酪農システムを成立させた「船方総合農場」。そして、農協の事例としては、多角的な事業展開をおこないながら、「農業公園」構想を打ち出している福岡県飯塚市農協等の事例と系統農協の職員を対照とした「実態意識調査」の結果を比較対照的に用いたいと考えている。

なお、報告事例が個別農家、集団農場、農協と異質多様な形態を扱うため、また、力量不足のため、焦点・論点が拡散してしまった危険性を多分に持つことになりますが、御容赦いただきたいと存じます。

## 一、農村における高齢化の現状と農家高齢者の生活

東京都老人総合研究所 奥 山 正 司

## 二、有機農業運動の地域的展開

### —高畠町有機農業研究会の事例—

秋田県立農業短期大学農村生活学科 青木辰司  
筑波大学体育科学系 松村和則

#### 一 はじめに

「科学者は大衆——基本的社会集団——と協働する責任、そして我々自身の社会科学的伝統からだけでなく、大衆の知恵からも学ぶ責任をもたねばならない。」(O·F·ボルダ編／鈴木広監訳『社会変革の挑戦』ミネルヴァ書房、八頁)こうして、ボルダの言葉を冒頭に挙げるまでもなく、「村研」の伝統は、常にこの「姿勢」を共有する事がら出発したと思う。

マクロな運動論とミクロなそれの離反に悩む「研究者」以上に、確たる「敵」を想定できない現代社会の「危機」的状況に苛立ち、苦しむのは農民である。かつて「反科学」的な志向」(島崎稔『研究通信』九九号)と評された有機農業運動であるが、「農民の主体的な組織化」として位置付け、十五年の歴史をもつ高畠町有機農業研究会から何を学び得るかをまず考えたい。

また、「生活環境主義」(鳥越皓之等)に立った「創造性の契機」を探りだそうとする地道な「実証」研究、「実践」のための理論研究も始った。こうした農村社会学における新たな試みにも学び、消費者運動論に偏った有機農業運動研究を補完していく中で、イエ・ムラ研究との接点をも模索したい。

ところで、「有機農業運動」(以下「運動」)は「都市と農村の対立」を前提にした社会学のこれまでの運動論とは事なり、その基本的理論に於いて「都市と農村の共生」を謳っている。しかし一方で、「運動」は特定階層の消費者による自己防衛的性格、生産者による自運動的性格を併せ持つ。従来、「運動」への批判の多くはこの点に集中している。いうならば、「運動」の「実践」が如何に地域的に展開するかにかかっている。

#### 二 「運動」の成立と展開の概略

まず、「運動」の前史を考える時、昭和二十年代の旧村レベルの文化運動・各種学習活動、昭和三十年代連合青年団結成以降極めて活発に展開されて来た農村青年活動について述べなくてはならないだろう。「六十年安保」を境として連合青年団活動は下火となり、地区青年団内に作られた「農研サークル」(農業後継者の研修・親睦を目指し、高畠では「雄飛会」の活動が目覚しい)が学習・研修活動を引継いだ。彼等は昭和四十四年から行政をも巻き込んで、「高畠町青年自治研修会」を開催し、青年団の出稼ぎ阻止の運動を高揚させた。こうした様々なレベルでの青年の運動が、星寛治氏の指導の下、氏の説く「自給思想」に後援されて「有畜小農複合経営」の理念へと辿りついた。しかし、昭和四八年結成の「有機研」に結集した若者たちは、有機農業の理念からは、大きくはなれた実践をしていた者たちばかりであった。相対的に経営規模が大きい故に「自立農家」への道を歩まさるを得ない農家後継者がその中心であった。また、この出発は、個別農家内二世代の合意、協業体制を不可欠としていた。さて、高畠町の「有機農業運動」は、昭和四八年の「有機研」の

設立に端を発する。設立以来一五年を経過した「有機研」の「運動」は、「成立期」、「充実期」を経て「転換期」に入った。昭和五八年以降のこの時期は、「ロック制」(以下「B制」)の導入、農業の空中散布(以下「空散」)の問題に象徴されるように「運動」の地域的課題が顕在化する。

「B制」とは、会員の居住地域にほぼ即して、単独あるいは複数で編成されたブロック単位に、消費者団体と提携し、有機農産物を販売するシステムをいい、各々のブロックが作村・販売活動の主体となつた。

「B制」は、「運動」展開の過程で、「運動」の認識・対応姿勢に会員間の相違が顕在化した結果の組織的対応であり、「運動」の地域的多極化を伴っている。

「転換期」における「有機研」のもう一つの重大課題は、「空散」問題に象徴される利害対立の顕在化である。農業労働力の高齢化・兼業化を背景として、圧倒的多数が「空散」の効能を信じる生産現場の実状の中で、性急な「空散」廃止要求は、「会員」の地域的孤立を招きかねない。一方、消費者側からは、提携廃止を辞さない強硬な要求が提示され、「有機研」は、その対応に苦慮しながら、行政諸機関へ緩やかな要求を行つている。

こうして「空散」問題は、「運動」展開の場における「有機研」会員对一般農家・役場・農協、及び「運動」展開の場を事にする消費者対生産者、という二つの次元の利害対立を招く結果となつた。「有機研」が当初から活動方針としてきた「地域に根を張る運動」という課題は、「B制」および「空散」問題というエポックによって初めて対峙化され、今までに、その具体的対応が迫られてきている。

(詳細は、星寛治『鎌の詩—むらの文化論』(ダイヤモンド社)、松村・青木「農村地域における有機農業運動研究(その一)(その二)」「筑波大学体育科学系紀要」第十一卷、「秋田県立農業短期大学研究报告」第十四号、中島紀一他「地域農業の展開と青年の活動(I)」「総合農学」一四号参照)

### 三 「運動」の多極化とその背景

「有機研」の「運動」は、「B制」導入及び「空散」問題という地域的課題の前に、組織的展開力を顕現できぬまま停滞化しつつあるが、その基本的な原因は、「運動」の多極化にあるといえる。

各部ロック間には、「運動」実現に関する方法論上の差異が顕在化し、その懸隔は、個別農家の実践活動を重視した「前衛運動」を目指す「糠甕ブロック」と、地域ぐるみの組織的活動を重視して「大衆運動」を目指す「和田ブロック」との間に特に顕著である。前者は、消費者グループ・団体との提携関係の進化を、後者は、低農業米生産組合をはじめとして「有機研」周縁部の組織化をと、各々「運動」展開の重点を異にしている。

こうした「糠甕ブロック」と「和田ブロック」との対照的な「運動」の地域的展開の背景には、「地域の持つ歴史性・社会構造の特色に還元された「暮しの場」の連続性がある。

紙幅の関係上、その詳細は大会で披露することにするが、「運動」の多極的展開の示唆するところは次の点にある。農村地域における「運動」が、多様な会員と多様のイデオロギー構成を包含しつつ、組織的合意を果たそうとするとき、今日の重層化した「地域」の歴史性・社会的要因を踏まえた柔軟な調整が「運動」継続の要である。

事実、今日「有機研」は、日本有機農業研究会の全国大会を主催した当時の組織力も行動力も失い、多くの会員は個別農家経営の枠内に回帰しつつある。

大会報告では、「糠甕ブロック」と「和田ブロック」両者の「運動」の展開とその背景を対照しながら、主に「運動」展開の地域的基盤の差異について考察を加えてみたい。さらに、こうした組織としての力を縮小しつつある状況の中で、個々の会員の部落における地道な「運動」の「実践」についても報告する。その際、研究者が概念化して来た「イエ・ムラ」との関わりにもふれてみたい。



## 東北地区研究会

### 討論要旨

日 時 一九八九年七月一八日（火）  
場 所 東北大学教育学部二階会議室  
出席者 安孫子麟、岩本由輝、細谷 昇、佐久間政広、矢内 諭、  
後藤一蔵、大和田道子、東海林仲之助、神谷一夫、  
長谷部弘、竹内利美、島田 隆、吉沢四郎、多々良翼、  
坂根治美、水島和則、星山幸男

討論では、大きく二つの点に分けて議論が交わされた。その題意は、多々良会員が提示した「後継するもの」を明確にするための分析枠組に関わって、「いえ」をめぐる諸問題である。そして第一には、集団化組織化と農業および後継者問題に関する実態に焦点が当てられた。

### 農業生産組織の展開と農業後継者問題

宮城学院女子大学 多々良 翼

まず分析枠組に関して、(1)「産業・職業としての農業」を現時点できれいに定義するのか（岩本会員）、(2)「産業・職業としての農業」という時、家族経営として産業を維持するという含みなのか、企業的農業なのか（安孫子会員）という疑問が出された。多々良会員は、家族経営があくまでもコアになつてるとしたうえで、「農業としての農業」は「いえ」というイメージで捉え、家族労働力を中心とした個別経営が前提となつてはいるが、「産業・職業としての農業」は家族経営を基盤としつつも、集団的組織的経営を中心になつていくものであつて、地域農業・地域経営をどうやっていくかという視点があるところが違う、という考え方を示した。これに対して、安孫子、細谷両会員から家族経営が前提となると二つの農業の相違がまだはつきりしないという指摘がなされ、細谷会員は二つの問題点を提示した。第一に「たとえば、一度外に出た後、了解して農業に戻った人はどう捉えられるのか。家業継承と職業選択はサッと分けられるものではなく、青年の葛藤の中で自覚的な選択になつているのではないか。」また第一として「兼業も含めた『いえ』の後継といふことの中で農業が維持されているのではないか。稻作の場合、兼

業がかえって農業を維持させているという側面があり、カテゴリーでは分けられても実態では結びついた形で再生産されているのばはないか。」と問いかげた。

矢内会員は、多々良会員との共同研究を踏まえて、多々良会員が分けたのは見る視覚（視点）であって、実態は、一体となって存在するので、職業選択と「いえ」の継承とは切り離せないとし、安孫子会員もどちらかを後継するというのではなくて、両方やっていて二つの側面があるということではないかという捉え方を示した。多々良会員は、確かに実際には不可分であるが、しかしカテゴライズする際には違いをよりはつきりさせていく必要があると述べた。

また、竹内会員からは継承の問題をめぐって、次のような見解が示された。「いえ」の継承は現在は制度的には存在せず、従って後継者の問題も制度的にはない。家庭を継ぐという概念もはつきりしなくなつておらず、また家業という概念も不明確で、家族全体の労働力で経営するという意味が崩れきっている。しかしながら実態としては認められる。財産の継承、職業の選択、農業経営の将来、「いえ」概念（家産が付随する）を分けて考えた方がよい。生産組織で経営形態が変わった場合、誰があとをつぎ、農業を担っていくのか、「いえ」の継承、農地の継承、職業が問題となり、「後継」を限定してしからないと混亂する。

一方、農業問題という側面からの検討もみられた。長谷川会員は、農業を「いえ」から切り離して職業選択の問題として捉えてはどうかと問い合わせ、神谷会員は、農業の発展ということから考へた場合、家業という点から考へた方が良いのか、職業として考へていく方が良いのかと意見を求めた。これらに対しても、岩本会員から「いえ」が

あるから問題になるのであって、それを抜きにすれば「後継」の問題は生じなくなるのではないかとの指摘があり、また多々良会員は家族労働を中心とした小農経営は今は苦しい状況下にあるが、しあなからどう乗り越えていくかが問題になるのであって、それと違った次元で今後の日本の農業が展開するとは思えないという見解を示している。

司会の安孫子会員は、後継するものの分析枠組の三区分はまだはつきりしないが多々良会員の報告のねらいは、「従来の農家のあとつき」を考えてでも農業だけでは食べていけないという現実があるがゆえに、「集団的活動の中で引き継いでいく」しかないのではないかとい点にあつたと整理して、次に集団化と後継についての実態の検討に移つた。

吉沢会員から、今回の報告事例では「家業としての農業」の後継という性格が強いとされたが、兼業化の進化が予測される場合の地域農業ないしは組織集団への影響はどうかという問題が提示された。多々良会員は、兼業で農業を維持していくという側面がある一方で、場合によつては地域農業を崩すこともあるという見通しを述べた。また矢内会員は兼業化の中で生産集団が重荷になつてゐる場合もあると指摘し、兼業者の家計にはプラスになつても、集団を担つてゐる人々は逆にいろいろな面で苦しくなり、結果として個別経営志向が強くなることを山形県遊佐町の事例を基に示した。多々良会員の事例では農用機械は共同所有だが作業はまったく個別に行なわれ、他方矢内会員の事例では作業を共同で行なうという違いがあり、集団化の内容の違いも大きく影響することが確認された。さらに、共同作業が農業労働力の補完となるかどうかは、出役超過（二ha以下層）・

不足（二ha以上層）の実態からみて、二haラインが分岐点になつておあり、二ha以下の農家では兼業に傾斜していくことが報告された（多々良会員）。

これらを受けて安孫子会員は、集団化することによって後継者確保がむずかしくなるという面もあるという考え方を示した。そして細谷会員からは「組織集団の場合は世代交替で大きく変わる可能性があり家族経営がどこまでもかかわってくる。組織を作ったことによつて後継者問題はどういう影響を受けたのか。」といふ問いかけがなされた。多々良会員は零細農家の場合は集団を作ると離農が促進されるが、中規模以上層、少なくとも一兼農家については変化はないという状況を説明している。

ここで、組織を作つたことの意味があらためて議論された。細谷

会員は、個別の経営がまず第一にあって、それを補うためにさまざまな共同化が試みられているのが実態ではないかと指摘した。これに対しても多々良会員は、個別の経営の補いの意味に加えて、兼業農家も含めて地域の農業が維持されていくという面では、生産組織ができるのとできないのとでは意味が違うと強調した。そしてさらに後継者に関して、農業後継という面では離脱を促す面もあるが、農家の後継という面では「むら」に留まるという点でプラスに作用していると述べ、積極的に捕えようとしている。また安孫子会員からは、さまざまな面を持つつも、結局は集団化の中で個別の規模拡大を図るという面が強いのではないかという考え方が提示された。各見解は組織化の実態をそれぞれ別の側面から明らかにしたものと捕えられるであろう。

さて最後に、組織化と村落との関わりについて、多々良会員は次

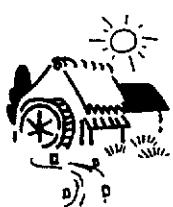
のような補足の報告を行なつてゐる。組織化をすすめる際、リーダーシップが重要となるが、それは個人の資質だけではなくその人が生まれ育ってきた「いえ」や「むら」との関わりも強いのではないか。今回的事例では、村落内に年令ごとに組織された講があるために同世代のまとまりがあり、世代間の継承もうまくいっている。この周りでは「ムラダチがいい」という言い方をするが、一般に生産組織ができるところは「むら」のまとまりが強いと考えられる。

だが一方では、今日の青年たちは「むら」がまったく見えていない状況が多く認められるという事態にも言及された（後継会員）。

以上、いろいろな角度から問題点が浮き彫りにされた討論であった。ただ、村落をめぐる問題については十分な討論ができず、次回に課題を残した。

発言の順序は一部変えである。なお、参加者から多くの事例紹介が行なわれたが、紙数の関係で省略させていただいた。この他、重要な発言の欠落や発言の真意がくみとれていらない部分も多々あると思われるが、ご寛容をお願いするしだいである。

（東北大学 星山幸男）



## 中部・近畿地区研究会

日 時 一九八九年七月一日（土）

午後一時三〇分～五時

場 所 京大会館一〇五号室

出席者 秋津元輝・井ヶ田良治・大島真理夫・交野正芳・小林一穂・

坂本礼子・霧理恵子・寺口瑞生・富山一郎・鳥越皓之・

中田 実・長谷川善計・古川 彰・松本通晴・武笠俊一・

山本正和・吉沢四郎・脇田健一

### 【報告一 日本の家の原型】

神戸大学 長谷川 善 計

#### 一 有賀喜左衛門の家理論

有賀先生の家・同族團理論は小作制度、その原型としての従属農民、具体的に言うと、名子の賦役ということから出発された。賦役が親方子方関係に基づくものであり、この親方子方関係が実は本家分家の家関係であると、そのような点から捉えられていた。そうすると、名子という従属農民が広範に存在した家の理論というものは、やはり近世初期の農民の家というものがモデルになっていたと思う。

有賀先生のもう一つの問題は、それが大家族制度であるという把握である。これは、大家族制度は本当に一つの家であるのか、あるいは同族団であるのかというところが、有賀先生の著書にはあいま

いなところがあり、どうも初期は家であると把握された、それがいつのまにか同族団のようになってしまっているところがある。

この理論から従属農民の賦役、それから大家の地主手作関連の経営という、経営内部のとても細かい分析をされた。石神村という格好の対象があり、そこから経営体としての家という観点を出してこられた。つまり、家を経営体として把握しようというのは、今までの日本の社会学の主流を成してきた考え方であると思う。

日本の家を経営体として把握することは、逆に言えば、日本の家は家族＝ファミリーという単位で構成されているのではない。日本の家というのは、家の内部に非親族を含んでいるというのが一つの特徴であり、なぜ非親族のものを家、あるいは同族メンバーとして含むのかということは、それは日本の家が経営体であるから含むのだ、ということで説明されてきた。

#### 二 有賀理論の問題点

##### ①民俗学の原型遷及の方法

有賀先生は民俗学の原型遷及という方法が非情に強く、昭和期に残存した名子の賦役、あるいはそれを巡る資料をとても精力的に集められた。そこからいって名子を含んだ大家族というものがどういうものであるか、ということを復元しようとした。

私の場合は、逆に近世初期から近代に向かってどう変化し、あるいは連續性があるのか、通常の歴史学的方法が私の立場である。そこで、有賀先生の家の理論をきつかけにすると、どうしても近世初期の日本の家がどのような実態であったのか、それが知りたいといふことで、主として長野県の佐久地方を中心として、そこで近世期

に家がどのように変化するのかを調査してきた。その時に、近世期の家の問題は、領主制（支配）ということと非常に強く結び付いているのではないか、ということに気がついた。その点が非常に違う点ではないか。実は、日本の家の独自性というのは、家族や経営の面から出て来るのではなくて、支配の特殊性というところに結び付いて出て来るのはないか、と考えている。この点が近世初期の実態を分析する場合に大事な点ではないか。

もう一つは、民俗学的な方法と結びついて、有賀先生は昭和初期に残存する名子の賦役の関係資料、それを巡る家の資料を集められたが、日本の場合は東北の一部を除いて、近世中期以降に非常に大きな変化をする。そして、名子制という従属農民制度が解体していく。すると、大家族を巡る家の問題はかなりの変化をきたす。それと同時に、村落構造も大きな変化をきたす。そのあたりが、歴史的に理論化されていない。類型としては、同族型・講組型としてあるが、歴史理論としてはっきりなされていないという問題がある。

## ② 経営体と家

近世初期の家と経営との関係を見ると、驚いたことには、一つの家が一つの地主手作経営だけになっているのではないという事実がある。小諸市の寛文期の五人組帳、あるいは名寄せ帳には、従属農民（この地方では「抱え」と呼ぶ）、その「抱え」のほうが本百姓よりも持ち高が多いという事例がいくつかある。すると、一つの本百姓の家の中で、その「抱え」は奉公人を抱えており、それは地主手作経営くらいの面積を持つており、その場合一つの家に二つの地主手作経営が含まれている。さらに、その元に居る従属農民は小作経営をしているのが普通で、地主手作経営といくつかの小作経営が一

つの家の中に含まれているという形となる。

近世初期を見ると、全てが地主手作経営ではなく、たとえば一六六三年の長野県の佐久地方の本間村の人別帳を見ると、持ち高の多い本百姓の場合は、大体下人を抱えた地主手作経営であろう。ところが、なかには畠が五反ほどで本百姓の家が出来ているという例もあって、これは明らかに自作農あるいはそれ以下の経営形態をとりながら、家として存在していたと推察される。すると、一つの経営体という単位で家が成立しているのではないということがまず一つの大きな疑問である。

つぎに、いわゆる名子と言われる従属農民の賦役の問題で、これを親方子方関係というものに基づくものだと理解された有賀先生の見解は、非常に卓見である。けれども有賀先生の場合、小作関係というものは子方百姓の子供のつくる小作が原型だとされたのは、正しくないと思う。やはり、賦役というのは本来古代まで遡れば「庸」の系譜を持つものであり、人間支配という主従関係から出て来る問題である。それから、小作というのは田畠の賃貸関係に基づいて出来る問題で、古代に遡ると「租」の系譜に属するもので、賦役の問題と小作の系列の問題は、人的支配に基づくものと、田畠賃貸に基づくものという、並列的に存在してきたものではないか。小作関係というのは中世の段階から出ている問題であり、賦役が終ってそれから小作が展開したという問題ではないと思う。その点がもう一つの疑問である。

## ③ 大家族制度の紐帯としての従属身分関係

初期の大家族を構成している場合、これの紐帯となっているのは、本当に経営であろうか、あるいは生活連関であろうか。これは実は

従属身分制度という身分制度の問題が大家族制度を構成している、あるいは紐帶となっているという気がする。

#### ④従属身分関係における親族関係

つぎに、大家族における親族関係の問題。これは先ほどの人別帳の例では、添え屋という従属農民が本百姓とどのような親族関係を持っているか、ということが記載されている。それによると、田畠が多い場合に限っては非親族の従属農民を抱え込むことはするが、持ち高がそう多くない場合は、本百姓の弟・娘婿・おじなどを含むが、そのような親族関係を持った添え屋を抱えて大家族構成になつてゐる。少なくともこの場合の大家族構成というのは、ある一定程度の持ち高を越えた場合は非親族の従属農民を抱えるけれども、それ以下の場合は非常に近い親族関係（それも父系親族関係）、その従属農民を抱えていることが特徴であろう。

信州小牧村の家人別改め帳によれば、ここでも親族関係がかなり記載されており、従属農民には、子抱え、本百姓の子供、親の隠居、あるいはこの本百姓の兄が「抱え」として含まれているとか、かなり親族関係の「抱え」が多い。そしてその親族関係の場合も、小諸市の例で言えば、本百姓よりも持ち高の多い従属農民がいる。あるいは、本百姓と均等の持ち高を持つた従属農民の数が、近世初期に非常に多い。

本間村の均分相続を示す文書では、本百姓と「抱え」とが全くおなじ持ち高で並んでいるという事例がいくつかある。均等の持ち高になるというのはこの地方だけではなくて、この時代は農民の間に均分相続が行われており、そのため、本百姓、添え屋、「抱え」というように、身分上の関係は違つても、相続、持ち高の面では均等

というのが初期にはかなり強い。すると従属身分のものというのは、従来考えられていたように、たんに本百姓に賦役を出す、あるいはそれと主従関係を持つというよう一元化できないというのが、もう一つの大きな問題である。

たしかに、非親族の従属農民に関しては、これは賦役を出し主従関係を持つというのが正しいが、親族の従属農民に関して言うと、むしろこれは、一般に言われるよにナカマ関係、異なった性質を持つ関係で、本百姓と親族の従属農民とが結び付いているということである。すると、やはり今までの経営、特に地主手作経営に対する従属農民の賦役、あるいは主従関係という形ではこの従属農民身分制度は捉えられない、もう一度この身分制度の解釈を変えねばならない。

#### ⑤身分制度と家

もう一つの家を巡る大きな問題は、近世初期の家といふのは、本百姓身分という身分制度と結び付いたものだということだ。本来一軒前の家と呼ぶのは、これは本百姓身分のものに初めて認められたもので、従属農民というのは所帯や經營は独立しているのが原則で、それはいわば本百姓の家のうちに含まれたもので、それをどちらも家と呼ぶ。そのあたり、身分にしたがつて二種の家観念が存在していることが大事なことである。このことは同族団を考える場合、從来名子の分家、親族分家のよう呼び慣わしているが、例えば次三男をいわゆる本百姓として独立させる分家と、「わらじぬき」だとか、奉公人を名子として取り立てる、その名子分家ということとははつきりと意味・内容が異なつてきている。それを従来の理論は非常にあいまいにしてきた。そのところが、家の問題をあいまいにしてきた理由であると思う。

### 三 支配単位としての家

#### ①役屋・本百姓身分と一軒前の家の設定

家というものは社会単位として何であろうか。先ほど述べたように、役であるとか本百姓身分と結び付いたもので、たとえば一六世紀近江速見村の条状、近江坂田郡の本家改めの文書などをみると、ここで何度も出て来るのは、屋敷株、及び本家という言葉である。本家というのは、領主に対して賦役負担を持つもの、そのものが屋敷の所持を認定され、それが株の形で存在している。家というものは領主に對して賦役負担の義務を負うものというのが領主關係の中から出てくる。同時に、それは公租の納入責任者である。このことは、さしあたり家というものは領主支配から出て来るものであり、このことは何も近世になつて突如として出てきたということではない。すると、日本の家にとって大事なことは、領主關係において公的な性格を持つているということである。その公的な性格を持っている家という単位の中に、プライベートなファミリーがインブリットされた形で存在しているというように捉えないと、家というものがはつきりしない。その家は賦役負担をする代わりに、屋敷地の所持を公認されている。あるいは、検地帳のうしろに屋敷地の所持者として名前が列んでいるものが、本百姓という身分資格を持つたもので、それが日本史の定説と結び付くものである。そこで、屋敷地というものが、家のシンボルとしての意味を持ってきている。それと同時に家が株化し、本百姓の家株として存在する。

#### ②従属身分

従属身分とはいつたないにか。結局本百姓という大きな家の中に含まれている小さな独立の生計の単位、あるいは経営の単位といふ

もので、本百姓とは屋敷の中に棲んでいるものということになる。従属農民の場合は、そういう意味では公的な性格を持っているものではなくて、本百姓と私的な関係において結び付いているものである。ただ、従属身分といわゆる奉公人、室内下人と呼ばれているものとの決定的な違いは、従属身分になるということは、所帯とか經營とか、一応家中で独立単位を構成するということが特徴であろう。本百姓の親の場合に、家産をいかほどか隠居分として分割して、それで独立の經營と所帯をなす場合には隠居だが、そのような分割をなされない場合は、本百姓の家族の中の父と母とか書かれ、非親族の場合も分割独立がない限りは、これは奉公人、召使、下人という形で書かれている。これは、あくまでも本百姓の家族の中に含まれたもの、所帯の中に含まれたもので、それが従属身分になるというのは、その奉公人が生計、あるいは小作經營だとか、独立の經營單位となって、そのようなものとして取り上げられた場合に初めて、名子とか「抱え」とかいう従属身分になるわけで、従属身分というのは、一つの生計、經營という観点から見れば、一応独立した単位を構成している場合に限って、従属身分に取り上げられることになる。従属身分に親族と非親族があるが、親族の従属身分、とくに男子の場合は分割相続、均分相続ということで、本百姓とはあくまでもナカマ関係である。これはやがて本百姓として分家をさせるということになるが、それに対して、非親族の従属身分の場合は、これはやはり本百姓の經營のために取り立たるもので、この本百姓の經營参加が目的という、従来の定義のとおりであろう。その身分関係は、主従関係的な関係を持つてきたのだと思う。

このように考えれば、非親族の従属農民の場合は、これは本百姓

から屋敷を借りてゐるもの、それがいわば従属身分だということになる。一六七六年の資料で、ある人間が名子になつたという証文があるが、名子になるという証文の見出しへ、「借用申し敷地証文のこと」。つまり名子入りするということは、すなわち屋敷を借りるという形で表れてくる。換言すれば、本百姓の大きな家の中に屋敷を借りて内に含まれる、いわゆる従属身分に組み込まれていくことが、端的に表れている。したがつて、屋敷の賃貸関係というのは、主人の家の中に含まれたものという論理で主従関係が形成されるというのが、日本の家の主従関係を巡る独自性ではないか。

#### 四 村落共同体と家

##### ①村落共同体の二側面

次の問題は、家が支配の単位としての村の問題とどう関わつて来るのか。日本の村落共同体をどう理解するか、例えば中村吉治先生たちのグループでは、土地の共有・共同所有・水利の問題、そこから村落共同体を説明しようとした。しかし村民の单なる自然発生的な共同関係だけでなしに、その村落が組織体としての共同体を形成するという場合には、やはり権力支配という要素が加わらないと村落共同体という形をなさないのではないか。

とくに日本の村落共同体の場合には、耕地の共有ということがほとんどなく、山林の共同利用、水利の共同利用ということである。けれどもそれだけから何故近世のあれほど強固な連帶制を持つた村落が形成されるのか、それは説明困難ではないか。

##### ②日本の村落共同体の独自性

日本の村落共同体は支配の側から編成されて來るという側面を重

視しないと、日本の村落共同体は自治的な性格は非常に弱くて、支配の末端組織としての性格が非常に強いといふ、その問題が解けないのではないか。そこで中田薰さんの法人格としての性格を持つてゐるという指摘が重要になる。ただ、中田さんはその中で、村の構成単位は村人だとされるが、これは村人という個人ではなく、本百姓の家というものが、村の村落共同体の構成単位であろう。まさに本百姓の家の共同関係において村が構成され、村が運営されているのである。そのところに、日本の村落共同体の持つてゐる独自性を見たい。

##### ③日本の村落共同体と家

村と家との関係ということになると、たとえば、信州の村で今まで抱え百姓であつたものを新規に五人組に取り立てる、従属農民を本百姓にするということを村で決めた文書がある。これは、親族の「抱え」従属農民がいちどに本百姓になった。ところが五人組の全本百姓が連署して文書を作つて、それを代官所に差し出すということは、家の問題といふのは、プライベートな家族の問題ではなくて、あくまでも村が決定する権限を持つてゐる。従属農民として所帯を分立させる、あるいは経営を分立するというところまでは私的事項である。けれども、それを本百姓にするかどうかというの、もはや私的事項ではなく、村が決定する事項であるということを端的に示してゐる。とくに近世初期の場合は、本百姓の家のどれかに所屬しないと村での居住権がない。日本の家といふのは、やはり家族とか経営とかを越えた一つの社会単位として存在し、その中に、公的な家の中にはプライベートな家族がインプットされ、それが経営を行つてゐる、複眼的な形で日本の家を捉えねばならない。

## 五 家と村落の変化

中世後期の変化に関して、多くの村では従属身分制度が解体するが、その解体のし方は各村で様々である。たとえ身分制度が公式には解体しても、現実にはその構造が残る場合がかなりある。

従属農民の場合、とくに非親族の従属農民の場合は、すぐに本百姓になったのではなくて、ほとんどが無高の形で身分だけが解放されている。非親族の従属農民が自立するときの証文を見ると、たとえ身分は解放されても、以後その本百姓の家に対して忠誠をつくすということを誓約して身分が解放されたり、解放されても葬式の場で本百姓とおなじに袴を付けたということで詫状をさせたりするなどといった、身分規制がついている。公式名称でフラットな身分構成になったとしても、持ち高のほうは零細、あるいは無高で、現実の村の中の身分規制というのはかなり持続して行つたと考えられる。

他方で今までの村役を本百姓だけが勤めていた家格制、身分制であつたものを高割にするという傾向が出てくる。これは、村の秩序がいまで身分制であったものが、持ち高制を基礎にした形に変化して来るという、一般的な変化を示している。このような形で近世中期以降、多くの地方では変化してくる。それとともに、同族団といふのも、父兄親族の分家を中心とした同族団に編成されてくる。

このような傾向を持つことは言えるが、しかしこれは、昭和期になつても名字制度が強固に残存している東北地方の例もあり、その変化というのは地域によってかなり大きな違いがあるということが問題であろう。

このような家の理解に関して、中国或は韓国の家族、宗族、同族、門中とよばれるものとの国際比較がかなりある。その際、日本の同

族或は家と中國韓國の場合と決定的に違う点が二つある。中國、韓國の門中、あるいは宗族の場合は、父兄親族原理が非常に強い形で貫徹している。ところが、日本の同族では非親族のメンバーが含まれて来るということが異なる。次に、中國韓國の宗族或は同族の場合は、これは一村を越えて宗族関係、門中、同族関係が広がるのにたいして、日本の場合には同族関係というのは一つの村の中に限定される。一体何故このようなことがおこるのか。

一つは日本の家が家株という公的な性格を持ってきたもので、經營上非親族のものを家株のなかに含んでも差し支えがないものだということであり、また、日本の家というものは村事項として存在しているということがある。したがつて、家の系譜としての同族団は村を越えることが出来ないという性格を持ってきたのではないか。

## 【報告二 宮座と家】

中京大学 古川 彰

### 一 近畿型村落における家の秩序

近畿村落における家秩序という場合、しかも宮座でそれを捉えて

行こうとする場合に、一つは近畿村落とはなにか、もう一つは宮座が村落類型のメルクマールになり得るのか、という二つの問題がある。

従来、近畿村落は東北の同族型の村落に對して、講組型のフラットな家秩序を持った村であると言われてきた。たしかに滋賀県の村を見てみると、神事の一部に村人全員が参加するとか、一見フラッ

ラットな関係というよりは、現在においてもなお、まだ家が大きく階層化されている場面に出会う。たとえば、評議員になれる、なれないという差別も存在するし、神事の年行司になれる、なれないという差別も存在している。これは文書をたどると、昭和三〇年代までは、「もろと」になれる衆となれない衆、というように村の中の家が明瞭に秩序化されている。すると、今までフラットだと言われてきた類型が、実は内部においては、「平等の二重性が」がその中に存在していると感じられる。ところが、近江村落の場合は、宮座は村座の形をとる場合が多く、全員がその座衆に入れる。全員が入った場合、たとえば蒲生正男さんがいわれたような当屋制村落、完全に村の中がフラットな関係で結ばれているかというと、たとえば、湖北のびわ町の難波という村を見ると、宮座のなかに大・中・小（あるいは親・中・子）と宮座の中が三層にわけられている。だから、座衆に入るかどうかということと、宮座の中が三つに階層化されているということとは、ある意味ではおなじことであると捉えることができる。そうすると、近畿型村落といままで言われてきたフラットな関係は、そのフラットな中にもいくつかの層に分けられた階層秩序がある、家がそのように秩序化されないと見た方がよいのではないか。つまり、村の中が同族のピラミッドに対し、「台形型」のピラミッドを構成していると考えればいい。それを規定しているのはいつたい何か。宮座というのは、まさにそれを規定している要因ではないかと考えて、坂の名前を「宮座型村落」と名付けておけば、形として見えやすいのではないかと思う。

## 二 宮座村落における支配と被支配

宮座型村落の支配と非支配ということを、非常に抽象的に抽出すると、宮座型村落の支配の特質は、「平等の一重構造」ということである。その内容は三つあり、一つは本家筋による支配ということである。次には、本家間の一定の平等が存在することであり、それは宮座内部でのまわり神主のような形で存在している。三番目には、座筋の家と座に入れない家との差別が厳然と存在している。以上の三点に集約できる。

### 三 宮座の変容と村落支配の再編

明治以降宮座の中で大きな変化が起こって来る、一つは、宮座自身が村の中に解放されてしまうという事態。それから宮座の例えは三層が二層になるというような再編も行われる。さらに、維持されていた特権が分散されてしまう、あるいは今までの特権とは違う形で維持される、というような事態が起こる。

#### ・滋賀県マキノ町知内村の事例

知内村では明治に入つても、もろと衆が存在していたが、明治二三年知内村規約にあるように、もろとに関することと、長分（おさぶん）についての記述が出てくる。このもろとと長分との関係は、人的には完全に重複しているが、機能としては区別されている。もろとというのは神事組合であり、神事に限定されているが、長分の方は現在でいう協議員に近いイメージのものである。そこには「長分と称するは、年齢二十五年にして一戸を構え、地価四〇〇円以上の地所を所持する者」という家である。その長分ともろととは、この明治二三年では全く重なっている。もろと支配というのは、宮座が村

の中の支配の構造の最も重要な場面を占めている、そしてもうと支配と長分支配というのはほぼ重複しているが、もろと支配から長分支配への転換点は、現在のところ資料的には抑えられていないが、大きな変更として起きたのではなく、ある意味ではイメージの変更として起きたものだと思う。そのようなもろと支配から、明治三五年に到ると、「今まで長分をして組頭として全く協議決定なりきたり候」というところが、これを廃していく。そして、協議員にしてしまうことが書かれてある。協議員というのは、「協議員は、一家として地価三五〇円以上を所有するものを甲とし、そのほかは乙とする」として、村の中の家を甲と乙として秩序化していく。今まで長分と称されたものを、協議員として甲、乙別々に選ぶ、という形で選ぶ。そういう意味では、今までのもろとといふのは筋筋であり、その筋筋の支配を、資産の支配へと転換していくのがこの時期です。筋筋支配から資産家支配へという転換は、多くの村で見られるが、それもほとんどの時期に偏っている。今までのもろとの筋筋支配が消滅するのかということではなくて、もろと衆は結局神事に特権を偏らせながら、もろと支配を続けて行き、昭和三〇年まで神事に関するもろと支配は続く。大正一三年に、「住民にして年齢二十五歳以上の戸主たる男子は、大字の役員協議会に選挙せられる権利を有し、担任するの義務を負う」という条文になり、今までの協議員資格を解体させる。そうすると、今までの協議員資格もなくなり、もろとの村の支配構造も失われてしまう。するともろとというのが完全に消滅してしまうかといふではなくて、神事にかんして言えば、年行司という重要な役職が近江村落には多いが、それに関わるものは何かというと、協議費の平均以上を払

つているものという形で、年行司資格を規定して行く。その意味では、半分くらいの人が年行司になれるわけだが、これは現在でも続いている。結局もろとの筋筋支配というのは、形を変えながらも残されてきたのではないか。

昭和一八年までもろとに入っていたのは二三名前後、一二戸と考えていいが、知内村は一二〇戸であり、相当少数のものであった。

#### ・滋賀県びわ町難波事例

それにたいして、難波のオコナイを見ると、これは資料的には非常に新しいもので、昭和三〇年代以降のものだが、それで宮座の特質を見て行くと、難波の中には東・中・西という三つのオコナイ組がある。その加入資格については、男子出生時に長老六人を招待して、エボシ帳に記載する、そうすることによって初めて加入資格が出来るという成員資格構造をとっている。ここでの構成は、長老が六名、その下に中老六名、その他。オコナイ組そのものが、親・中・子(大・中・小)という形で固定化されて続いてきている。親というのは一戸から一四戸くらいの間。それが神事を行う。長老の中の一番年上を、神主、その次を脇神主と呼んで、ここで振りくじをして当屋を決める。そして餅を共食してオコナイをする。そのほかに組織としては、大・中・小のそれの中から当屋が決められ、当屋は一年間に三人が当る。それから世話方というのが六人おり、それもエボシ順にまわって行く。それから年行司が一名。それが昭和三六年以降に大きく変わって行く。今まで当屋三人組であったのが、昭和五三年から当屋を二軒組にする。一つは、人数が減ったという説明もされるが、それ以上に民主化の圧力があつたようで、親と子

という形で二軒組になる。しかも、その中の身分秩序をイメージとして消滅させる方向がある。そのとき、中組全体で三八軒ほどですが、そのうち親が一八軒というように編成がえをする。

このような宮座内部の変化と、宮座の解体された後の変化といふものを二つたどってみると、宮座支配、宮座そのものが村を支配していたという形から、特權を分散させながら宮座の支配を宮座型支配という形で、今までの二重構造を失わない形で宮座型支配を維持していく。もう一つは、宮座そのものがなくなった後の村落支配をも、なおかつ例えれば協議質の徵収方法などによって、二重構造維持というのがかなり協力に押し進められ、いまでもまだ残っているという部分がある。

四 宮座型村落の特質

例えば家が領主関係において公的に認められるかどうか、それが家の公認の基礎であるとすれば、近代以降は家の存立基盤、公認というものがどういう形で行われるのか、それが大きな問題であると思う。それは、国家が戸籍帳に記載するという形での公認だけではなく、村の中でもなんらかの形で公認がなければ、村の中に棲むことが出来ないという所はあるわけで、そのところを、宮座の問題が提起しているのではないか。

もう一つは、宮座に入るか入らないか、村の成員になるかならないかは、近代以降も共有地のみならず、村共有物、とりわけ祭社に関わるかどうか、というところが非常に大きな意味を持っていったのではないか。

一戸前という問題は、近世以降、近代、そして現代に至まで続い

ている問題であると思う。けっきょく、村の中で外の支配との関係で、村が強固に固まることが出来るわけだが、かといって、村の中がフラットな平等化が推進されてきたかというとそうではなくて、一方では非常に強い差別化が行われるとともに、その差別を隠べいするような、それを保証するような廻り神主制であるとか、餅を分度器まで当てるといった、そういう形での保障構造を一方では持っていた、というのが近畿の宮座型村落での特徴であろう。

### 【コメント】

同志社大学 井ヶ田 良治

古川報告では、近畿型村落を「台形型」と表現された。村の中がフラットな村座的なものではなく、むしろ株座的性格を持っていると考えて、それがいろんな形で解体したり、変質したりする。それを宮座型村落と捉えられるのは、私大賛成で、私自身も以前から気になっていたものであって、大いに意を強くさせていただいた。長谷川報告では、いろんな細かい沢山の問題があるが、近畿型村落を中心として、家と経営の問題を考えることで、屋敷を一つの中心に据えて、そして領主と村落を媒介として成立する家という捉え方、さらに解体過程がいろんな形で違うという指摘も、大いに賛成できる。

とくに、親族と非親族の従属身分の違いというのは、私も近畿で調査をしていて、例えば保津村のなかの従属農民は、形は村の中の従属農民として出てくるが、幕末になつても屋敷借り農民というの

は同じように、賦役とは言えないが、屋根拭きの手伝い等々という形のものがあるし、従属農民が江戸初期の後半に自立して行く場合には、ほとんどが屋敷地が独立していくという形で展開していくので、その点も長谷川報告はたいへんよく整理をしていただき、良く解った。

近畿型の村と言わわれるのは、私は箕面の辺りが東の端になって、北が福井県の一部、若狭の辺り。西の方は、丹波の途中くらい、南の方は吉野まではたしかに及ぶ、熊野はどうか解らないが、その範囲内で、だいたい類型化される。ただし滋賀の流通の発展したところ、それから山城の場合、それから近世の初期から大規模に発展します河内の場合、こう言った場合には解体がはげしいもので、はつきりとは解らない。もし資料的にはつきり残すとすると、流通のはげしい中枢の周辺部でもっとも典型的に残つてくる。そんな型のものを近畿型村落、或は富座型村落と言っていいのではないだろうか。それに対して、ピラミッド型の、いわゆる同族型のそういうものをたてることが出来るかも知れない。

近世のところの問題としては、長谷川さんが報告されたとおりだが、私自身も、小県郡の調査で同じことを体験している。小県郡の村では、五人組帳というのが三段階になっている。一番上に本家筋の家が列び、その下にいわゆる血縁的親族的なものが列ぶ。一番下には、親族的、あるいは非親族的なものが列ぶ、という三重構造になつていて、これが、土地台帳と五人組帳、宗門改め帳というのをつき合させていくと、出てくる家が全部ずれる。それが完全に一致してくるのが、天明あたりだろう。

日本の村落共同体の家が、村事項であるといわれたが、おそらく

領主と村と両方を睨まないと、家というのは旨くつかめないと思う。近世の中期以降の解体というのは、必ずしも山の奥だから解体しないということではなくて、むしろ口丹波のあたりがもつとも停滞的な形で、社会構造がそのまま残つてくる可能性がある。

最初に長谷川さんが出された経営単位としての家、経営と家の問題ということで、中世から近世初頭のイギリスの領主資料の中に出てくるものと、日本の中世から近世にかけての領主の資料や村の資料などとつき合わせて比較して一番強く感じるのは、日本の領主側の資料には、中世に限つてみると、家の中まで領主は入つてこれなかつたのではないか、という感じがする。ヨーロッパの場合では、例えればいわゆる婚姻税のような形で、個人個人の一般の人々の身分変動、結婚などに欠かさず税をかけ得るわけだが、日本ではおそらく婚姻税などというものは皆無であろう。ということは、むしろ日本の場合には、そのような意味では庶民の家というものが、かなり広範な形で零細な農民たちまでが、家族労働の団体でもつて自立している、その場合にはおそらく屋敷地を持つ家というものは、古くから言われるように、家の内部は神聖で、屋敷地の内部に入ったものは討ち殺してもかまわない、そのような論理が働く。そのようなわざ「シェルター」としての家、したがって家を媒介として日本の場合は、人間の権利が守られていく、そのような役割を実は持っていたという気がする。その基礎になるのが、歴史的には集約農業に基づく零細な、園芸的な農業生産力の高さがあつて、これに領主が介入して解体すると生産を潰してしまつから、どうしても中に入れない。そうすると今度は家が連合して農業経営の共同的な形で村を形成したりする、これも一種のシェルターだからこれを壊すことが出きな

い、そこで非常に早くから村請けが出てくるというのが、日本の場合の特徴であって、これが農業生産性の非常に低いヨーロッパなどと決定的な大きな違いではないだろうか。

## 【討論】

大島

長谷川先生は、経営論、家族論という方向よりむしろ外的システム、ここでいえば支配の側ということになるが、そちらから家ないし家族を見るべきという御提言をされた。それには賛成だが、もうすこし近世の支配の原理としての石高制というものを考えるべきではないか。つまり、賦役そしてその屋敷地、といふ論理で規定されている家というものが、近世の中後期には石高による家、あるいは石高による村という形に転換するのではないか。たとえば、長谷川先生が報告書の中で家というものは構成員がいかくても存続する、そういうことから經營体なしにも家というものは存続するのだ、と指摘されている。実は一人も人が住んでいない場合でも近世に村として存続する例は、仙台藩とか飛騨地方とかにある。つまり制度としての村というのはやはり石高である、ということがあるのでないか。人が一人もいなくとも存続するという家も、やはり石高に規定されたものだからではないか。かりに賦役、屋敷地、そして家というラインでいくと、賦役というのは現実に人が出ないといけなくなり、人が一人もないという家屋は、石高の場合には年貢を本家なりが代わりに納めてやるということだが、賦役の場合には、賦役、屋敷地というラインでくると、人がいなくても存

続する家というのはあり得にくいという気もする。そういう意味で、私としてはもうすこし石高にこだわって家というものを考えて行きたいと考えている。

それから、古川さんの宮座の話で非常に興味を覚えたのは、いまの外的システムとの関係ということで、地価何百円以上という「長分」が指定されていて、それが大正一三年、あたかも普通選挙が近くなる頃になると年齢制限になつたり、明治二三年には地価というこれまで議会の話と関連していると思うが、このように外的システムとの関係というのがここにも関連しているようだ。

鳥越

御意見は？

長谷川　今まで日本史の通説で言われている身分制から持ち高制へと、つまり石高原理が村の原理になるということはそうであろうと思う、大筋としては。ただ、それにも関わらず、家の古い身分制的なものが村に対してどう関わってきたのかということは、それはそれで完全に石高制原理で割り切れるということにはならない。そのあたりを実証的に正確に捕まえるというのは、また数年くらいかかるのではないかという気がする。

古川

さきほどの大島さんの話にあつた、外的システム、例えは近代以降では國家、あるいは近代以前領主との関係ということでいうと、人的支配と領主支配、そことの間で明治のはじめはすごく揺れていた。支配の対象を人的に押えるのか、領域的に押えるのか。石高支配というのはある意味で領域支配である。領域支配が突然近代になって人的支配に代わらない。だから明治の最初の戸籍の意味もずれが生じてくるし、最終的に明治二三年くらいに

人的支配へと移行するわけだが、そのところが外的システムとの公認という意味で、近世の家の公認システムと近代以降の公認システムとは少し違つてくるかも知れないという気がする。

交野

古川さんの宮座型支配の維持と言われる時は、むしろ村落再編という側面から見直すと、かわってくるところがあるのではないか。

古川

宮座支配から宮座型へというのは、形態的には二重構造の維持という意味で使つてはいる。その二重構造の維持というのは、やはり甲乙の分解、さらに協議費平均以上という意味での支配の維持が続いているのではないか、ということだ。

鳥越

長谷川先生の報告と結び付けて考えたときに、「一戸前」ということ、つまり、家を村事項として考えたときに、一戸前ということで考へると、明治以降の考へ方の変化はどうか。

古川

オコナイの規約に、養子、もしくは後から村入りしてきたものがどういう順番に席次をとるかということを書いてあるが、これは昭和五三年以降、ようやく年齢順に入れるという規定をしている。それまでは村入りしたもの、養子というの一番末席にされていた。一歳の子供の後ろにつくシステムだった。それがこの時期に変わつてくるというのは、一戸前の観念が変わつてくる一つの例証ではないかという気がする。

鳥越

宮座の場合は、一戸前の観念と一人前との観念がミツクスしているところがなかなかむずかしい。

長谷川

今日の中世史の人々の見解では、日本の村落というの三世紀くらいからどううが、そのときに宮座というのは結合の聖な

るシンボルという意味ではないか。何がゆえに宮座が村落共同体の中核になり得たのか。宮座に加入するということは、その聖なるものとの何か特権意識のようなものがあるのかとも思う。

古川

一つは、聖なるものへの結合というのがあると思う。もうひとつは、共有財産の維持というのが大きかったと思ふ。宮座が村であったとすれば、村が持つてはいた財産＝宮座の財産という形での財産維持、だから外から入ってきたものは排除する。さらには宮座に入る入らないということが、村の成員としての一戸前という観念の維持でもあり、その三つが神観念と結び付きながら存続してきたのではないか。

長谷川

古い考へ方でいうと、直接の祭祀権は神主だが、その神主というのは、このマキノ町の事例でいうと、明治になつてはじめて公の神主が出来るわけで、それまでは

古川

振りくじによって神主を村の中で決めていた。その意味では村人全員が神主になる特権を持っており、神と媒介としての当屋という形で存在していた事例だと思う。

長谷川

そのあたりの歴史的記述はあるのだが、その意味理解をどうするのかという問題は、あまり歴史の方には書いてない。いったい、社会学が村落共同体における宮座の意味理解をどうして確定していったらいいのか、そのあたりが大事な問題だろう。

松本

戦後の研究史を振り返つてみると、たとえば、村であれば、一つの考へ方として、村落共同体、あるいは自然村ということで来たと思う。その場合、自然村に関する内容の理解

は様々だとしても、一つの理解の仕方は内部的な自治・自律・自制ということだったと思う。そのように村を見てきて、そして村の中の構成要素を分解してみてきて、けれどもなかなか村が解らなかつたという問題が一つある。

家に関しては、内部的には家族との関連で家を見て行くというのが、戦後の一いつの展開であったと思う。例えば双系制の問題、家の内部構造の分析、勢力構造、いろんなものが出てきたが、それでいて家の問題が解けにくいという状況にあった。だとすれば、そこでの視座転換をして、家の問題にしても村の問題しても、今まで曖昧であったものが解けるのか、どのように解いたらいいんだろうか。長谷川さんの考え方のなかに、近世という歴史的限定と、しかもその中の原型というある程度限られたコンテキストであり、その中で出てきたのは、家あるいは村を外から規定して、それを領主制あるいは支配という形で枠を決めて行く。もしそれを近代に、あるいは戦後に下ろしてきた場合にどうだろうか。

近代だったら国家の問題が出る、あるいは地方自治体の問題が出る、戦後なら家族制度の規定の問題があるという具合に、どういうふうにそれらの問題を考えればいいのだろうか。つまり、近世の中で出てきたものが、近代あるいは戦後の中で単に残っているというものではなく、近代と現在の中でそれぞれ再編成されるということを考えなくてはならない。

農業経済の方では、農業の解体とか、農村の破滅とかそんな言葉が現在出てきている。そういう事態の中で今のような形で進めてくると、どういうふうに考えたらいいのか、それを長谷川さんに伺いたい。

古川さんの場合、近畿型村落という形で宮座を繋いでくるけれども、その近畿型村落の妥当範囲をどの辺りに想定されて、それを宮座とつなげられるのか。

長谷川

自然村という言葉から出でてくるのは、自立というイメージ

ジだが、実際に日本の場合には自然村と呼ばれている単位は近世村、いわゆる部落の範囲である。近世の村といふのは自然なものではなくて、強力な土地支配というところから編成された、その部分が自然村という観念からはほとんど抜け落ちている。そうすると、強力な自治の担い手であるかのような錯覚に陥ってしまう。しかしそんな錯覚に陥ってしまうと、なぜ明治以降の短期間のうちに、国家主義的統一が可能であったのか、ほとんどの対抗関係もなしに可能であったのか、すくなくとも自然村の概念ではそれが説明できない。まして、戦争中の村の機能を見ると、近世村的な支配の末端組織的な性格をかなり強固に持っている。自然村＝自治＝自立というレベルで日本の村落の問題を捉え得るか、むしろ捉え得ないところに日本の村落の組織化された特殊性を見たい。

それから、家の問題ということで、たしかに家族の問題だが、これは近代に入つても、家の中にはたとえば「わらじ脱ぎ」の習慣というものは、明治二〇年以降でも信州の村では残つてくる。それが今日でも残つている。すると、非家族の問題が家の中へ関わらざるを得ない。家が非家族を組み込んで行く問題をいつたいどう解くか、それはやはり単純に家族ということでは出来ない。

つぎに、近世初期の大家族はいわゆる複合家族かというと、そうではない。家という単位で見るとたしかに大家族だが、その内部はつねに親の世代も含めて核家族へと分裂するという傾向性を持つて

いる、それを家族論の観点から見ると必ずしも直系世代家族が古い形ではない、むしろ隠居制度というのは、財産や経営それ自体も親の世代がまた分裂してしまうという、そういう傾向を持つているのは、家族という観点から見ると、今までの通説を改めないとけないところが、日本の場合はあるような気がする。

長谷川さんの、家にしても村にしてもその外から眺め

て、外から規定する部分が非常に欠けていたのではない  
か、その考え方には私も賛成だ。ただ、近世の中での支配の単位の  
部分が、近代から現代に入つてそのまま単位とはならなくなつて、  
国家の制度は村にしても家にしても、つぶす要因と、それを固める  
要因と両方が同時的にあつたと思う。すべて固めるわけでもないし、  
つぶすわけでもない。ただ、慣習という場合には、その慣習をその  
時代の中で主体的に維持していくという部分がやはり残っているわ  
けで、その部分というのは生活の中から必要を通して維持されると  
いう問題があると思う。だから家を内部的に見る、或は村を内部的  
に見るという部分は否定しきれないものとして一方では残つている  
と思う。

長谷川 それはそうだと思うが、今までの観点で決定的に欠  
けている部分、それを抜きにしては家の本質は、私はや  
はり捉えられないと思う。家の内部からでは、なぜ韓国や中国と違  
うのか、正直にいって同族と宗族とは違う。すると、一体日本の同  
族はどこから出てくるのか、そのことは中からは説明できないと思  
う。けれども、そこをどう説明するかということは、日本の家の独  
自性を説明しなければ、国際比較に耐えられない。それに、家族  
だけでは出来ない。それは、やはりもう一度外から見なければ、そ

この説明原理は出てこないのでないか。

それと、日本では家の存続ということに猛烈な執念を持たざるを得ない。やはりそれは株としての問題があるのでないか。今日では株の意識はなくとも、農村で農民が自分の農地を売らない、過小農が解消し得ない、その問題は先祖伝来の田地という意識は今日でも強固に残ってきて、それが農業の変革を妨げている。日本の農業の危機に対しては非常に暗い気持を持っている、にもかかわらず、どうしますかというところが出てこないで、それでも私の代だけは売りたくないという気分が強烈にある。そのところに、祖先崇拜なり家産意識がいぜんとして強烈だし、それは農業問題に大きな影響を与えていていると思う。

古川 いま近畿型というこの類型にこだわるのは、東北型の  
村落では村の解体は非常に早い時期から言わればじめた  
が、それに対して近畿型の場合は、いまだにそうではないとう議論  
もある。その理由として、人的支配に適合的な村落類型として近畿  
型を想定する。ツブツブの家がある程度細かく自立しかつ寄り集ま  
つてゐるという意味で、人的支配には適合的であった。同族型の場  
合は、同族の親方を一つ捕まえれば、あとは解体せざるを得ないと  
いう構造を持っていたのではないか。そういう意味で、同族型と近  
畿型というのは、村落を考え直すにはおもしろい発想ではないか。

付記 紙数の関係上、参加者の発言は要約的に記録してあります。  
また、録音の不備により、一部の発言を削除した箇所があ  
りますことを、お詫びいたします（松阪大学 寺口瑞生）。

## 第二回研究会

### 農村社会編成の論理と展開

—転換期における家と農業経営——をめぐって

日 時 一九八九年七月二一日（金）  
場 所 中央大学駿河台記念館 三一〇号室

出席者 渥美剛、磯部俊彦、大友由紀子、大森正之、柄沢行雄、  
工藤清光、酒井俊二、三本松政之、高山隆三、松田苑子、  
松村和則、宮崎俊行、安原茂、渡辺兵力、吉沢四郎

清泉女子大学 松田（熊谷）苑子

共通課題「転換期の家と農業経営」の論点は何かという明快な方向性というのは私の力には余りまして、「論点は何か」ということを考える材料を私なりに定義をしてみたわけです。

A はじめに 「と」をどのようにとらえるか

〈転換期における家と農業経営〉というときに、これまでの報告を伺っているとその「と」を、どのように位置付けるのかに二つの文脈があるようと思う。家をどのように把握するかとか、どのように定義するか。これはそれぞれの論者によって相違点があり、それは後段でもう一度ふれたいと思うが、しかし日本の、特に現代の農村に関して考える際に、仮に農業の単位的集団と言つていいのではないか。どこかで基礎的集団という言葉を安原会員がお使いになつたと思うが、そういう農業の担い手としての基礎的な集団が家であるという前提は色々な報告のなかで共有されていると思った。もつとも関西地区の研究会で長谷川善計会員の報告をテープで聞かせていただいたが、長谷川会員の場合には近世の村落に対象を絞つて考察されており、近世の、十七世紀・十八世紀あたりの村落の場合には、家のなかに複数の経営体一家としての姿が二つ、同じ構成、同じような大きさの形態を含む、そういう存在があるというふうに指



摘しておられる。従つて歴史的に見ると色々なケースを考えなければならないのだろうが、とりあえず現代の日本の農村に焦点を当てる限り、家を農業の単位的團體としてとらえる、そこから皆さんが出発しておられるように思った。

〈農業經營〉が何を指すか、これはサブ・テーマを設定するときに、確か高山会員の方から色々問題があるという指摘があつたように記憶している。設定の際に必ずしもこの言葉を分析的に概念づけしたわけではなかつたのだが、これもまたとりあえずであるが、分析的に概念設定をせずに、農業經營の今日の実態の中に、〈転換〉といふのが凝縮して現われている。農業經營の様々な現象の中に、〈転換〉が凝縮して現われれていることうなことができないだろうか。例えば食料輸入の自由化は畜産經營・果樹經營・それから稻作經營の内容を大きく変えていかざるえないであろう。それから食管制の廃止の動向というのが取沙汰されているが、それは農地改革以後の稻作經營の基盤の一つを取り払おうとしている。様々なそういう転換が農業經營の実態の中に現われて来ざるを得ない。そのように農業經營という言葉をとらえていきたい。

そこで、これは私が農業経済学や農業經營についてあまり勉強していないので間違っているかも知れないが、農業について論じるときには、近代化とか商業化というか、商業的な農業の確立を模索する立場と、もう一つは農業における労働の自立性の確立に比重を置く立場との二つがあるようにおぼろげながら感じている。商業的農業の確立を目指す立場からすれば、現在の転換というのは、小規模かつ自給性の強い農家を淘汰して、大規模化・商業化していく転換期と捉えられるであろう。一方、農業における労働力の自立性の確立

ということを目標とする立場からすれば、まさに現在は危機的な状況であり、乗り越えらるべき転換点とされるであろう。いずれの立場からしても、今日の日本の農村における農業經營について議論するとき、農業經營の持続・継承・展開（裏返せば解体の危機）が議論の焦点になるとと思われる。いわば農業經營を巡つての、農業經營の展開に至るのか解体にならぬかの、その転換ととらえられるのではないかだろうか。

そこで「と」の問題であるが、大きく分けて二つの文脈がある。前回の田代氏の報告は大変明快であった。田代報告のモチーフというのは、現在の日本の農業經營を維持し展開していくには、直系制家族が必要である。そういうモチーフで直系制家族や三世代家族を論じているように理解した。そのとき農業の形態として田代氏が構想しておられる直系制家族というのは、三世代的構成で、そして構成員の個人としての自立性が労働の側面、収入配分の側面、それから家族関係において確立している、そのような三世代的構成の農家がこれから日本の農業を担っていくはずであり、いくべきである。そういうモチーフが背景にあると感じた。私のメモによると、報告の中でこのようにおっしゃつている。「今日、高齢化・一世代化していくなかで、いかに農地を荒らさずに保全できるか。そのためには第一種兼業農家の保護よりも農用地の流動化、その方が前提だ。」そういう日本全体からの視野に立つておっしゃつているのだが、そういう時の担い手として、個人主義的行動原理を前提とした直系制家族、そういうものを描いておられるように思った。

それに対して、安原会員の報告は、社会学をやっている人間としてはじみやすかった。現在の農家をどうとらえるかという点から組

み立てられていたと思う。戦前から戦後、現在に至る歴史的な展開の三つの段階を設定されて、家と農業経営の相互関係を等号と不等号で結んだ図で示され、このようにおっしゃられた。「戦前の日本の農業については、家本位的な農業というものが行なわれていた。戦後自作農がしだいに変容し、現在はいわば脱家本位的農業であり、家そのものがもはや基本的な農業の単位になりえない状況が一般化している。」というようにその図をまとめられたと思う。

であるから、「と」と言うときに、農業経営から見る「と」と、相互関係という形で見る「と」と、また多分この相互関係として見る見中には、この「と」を並列的にお互いに関連するものとして見る見る文脈というのは、あるべき家の構成を指定している。それに対して後者の文脈というのは、現状認識から始めて、そして例えば安原会員の論議を展開していくと、家は農業展開の単位たりえないとう、そういう見通しにどうもつながっていくのではないかという気がするのである。

#### B 〈家と農業経営〉の論点

「と」をどのようにとらえるか、二つの文脈があるという指摘に過ぎないのだが、いずれの立場に立ってみたとしても、農業を担う単位的集団である家が、農業の継続・維持・展開につながって行くのかどうかという現状把握、これがとりあえずの議題になると思われる。確かに安原会員が報告の最後で、我々が今後考えねばならない三点の一つとして、「家の変容」というものの全容を明らかにしていく必要がある」とおっしゃっている。では、その全容を〈どのように

して〉明らかにしていくことができるのか。安原会員はこうも指摘されている。「断片的に極めて興味ある指摘は沢山あるが、その全容が明らかにされているとは思えない」と。そこでとりあえず、現状把握の枠組につながっていくことを目指しながら、今までの報告や討論の中でなされて来た指摘を、次の七点に一度分けて（分けるというのは随分無茶な話で、実際には全てつながっているのだが）、組み立ててみた。

- |        |             |          |
|--------|-------------|----------|
| 1、構成   | 2、労働・労働組織   | 7、村の構成単位 |
| 3、継承   | 4、土地利用・土地所有 |          |
| 5、生活意識 | 6、家族生活      |          |

#### 一、家族構成

まず、物理的に目に見える家族構成からであるが、田代報告では家族構成にふれて、東日本では三世代家族がみられるのに対し、西日本では一世代家族化が進みつつあるという指摘が基調にあった。家といつても、昨年の大会の時のテーマ報告で光吉会員達が農村の家族と漁村の家族について報告されたが、そこでは農村の家族は「直系制家族」、漁村の家族は「非直系制家族」と規定して調査を始められている。ところが、現実の調査から分かったことは、山間の農村集落における農村の家族というのは、確かに直系制的な連続は見られるけれども生活内容はサラリーマンと同じである。沿岸漁業が主なる生活基盤である離島の集落では、家族構成とはうらはらに、む

しる家父長的な生活内容が見られる。そういう指摘がある。

言い替えると、その地域の産業構造、労働市場、そして多分、その村落を考えなければ社会構造によって、目に見える家族構成には当然相違が見られると、光吉会員や田代氏の報告から理解できる。そして構成ということを考えていく時に、今何が問題かと言えば、田代報告にあつた一世代化という方向、それが現象としては一番問題性を帯びて我々に見えて来ているように思う。

二、労働及び労働組織

#### (1) 労働組織の範囲

前回大会の討論のなかで、井上会員は、今日、農業を営なみ生活していくのに、家という枠組のなかでは無理であり、特に大規模化に対応できないという発言をしておられる。これは大規模化というような視点をおいた場合、前に挙げた安原報告の「現在はいわば脱家本位的農業であり、家そのものがもはや基本的な農業の単位になりえない」という指摘とつながって来るだろうと思う。田代報告でも、東日本・三世代家族地帯では作業受委託の形で労働組織が家の範囲を越えて拡っていく。それに対しても、西日本・高齢一世代化地帯では、賃貸借が耕作放棄と紙一重で進み、そういう形での家ではない労働組織の範囲というのが見えて来ると指摘される。

ところが一方で、去年の大会の自由報告の中に二つの例があつたのだが、福井県の村落を事例として有馬・荒樋報告では、その村の農業を「個別農家ではば完結できる片手間農業」と表現している。もう一つ、**露報告**の調査地壱岐島では、すでに昭和三十年以前から、「自家の農業以外の仕事を含めた柔軟な農家経営が行なわれて来た事実」

が指摘されている。大規模化の一方で、家の成員の全てが関わらない（関われない／関わらないで済む）、農業労働組織の方が家の構成員よりも小さい、そういう農業労働のあり方も広範に固定しているのではないか。

#### (2) 労働組織の内容（構造）

田代報告の中で紹介された佐賀県東与賀町の愛妻貯金、広島県の「ママさん牧場」が象徴しているのは、農業経営のなかで女性の占める比重が高くなってきてることだと思われる。言い換えれば、労働組織の中で女性の担う部分が、農家の中でも、行政の側にとつても、また研究者にとっても顕在化してきたのである。これは余談だが、去年ボローニュの世界農村社会学会の大会に行つた時に、初めて女性に関するワークショップができた。確かにそこに来ていた発表者の四分の三は女性で、男性は四分の一ぐらいだったが、けれどもそういうところで女性が見えて来る。例えばアメリカの研究者に言わせると、もともと（女性が農業を）やっていた。ところが行政の側では、誰に聞くかといえば御主人としか思わない。実際は奥さんの方も良くわかっている。これはアメリカのファミリー・ファームの場合でも、低開発国と言われる国の場合でも、日本のような状況の中でも共通することなのかもしれない。

もう一つは世代別の問題である。安原会員が昭和四十三年に調査した例を紹介されて、「複合経営をしている専業農家が、年長世代が米を作り、後継者世代が畜産あるいは野菜を作るというように、部門別分担をしている。」そういう世代別の分業についてふれておられる。それから田代氏も、広島県の老人パワーというのを指摘してお

られる。従来主要な部分と見られなかつた存在が見えて来るということ、分業化が見えて来るということを一応労働の内容と考えておく。

そこで次は私にはうまく解けない問題なのだが、このように労働組織の範囲が変わっていく、それから構成が変わっていくという現実と、安原報告の中で「新しい自作農」、「人格的に自立した、あるいは労働力の自己評価を伴う、新しいタイプの自作農」の形成の必要性に言及されている——これは田代報告にも共通だと思う——が、そういう「新しい自作農」というものとをどう関連づけて理解していいらしいのか、この辺をぜひ教えていただきたいと思う。

### 三、継承

第三に、広い意味で、労働力としてのつながり、世帯主のつながり、そして相続ということまで視野に入れて継承という視点を置いてみたいと思う。先に、世代別に分業している例を安原報告の中からとりあげたが、この事例では、年長世代が高齢化すると野菜をやり、米は後継者世代がやるというような継承が報告されている。これは継承がうまくいっているという事例だと思うが、全般的に言えば田代氏が紹介された宮城県の米山町や秋田県の大潟村の例というのはそうではない。「行き場を失った経営委託者」というか、高齢者が農業経営のなかでその位置を失う傾向が報告されている。三世代家族だけれども老人が暗いという例である。他方では、佐賀県の事例のように年長世代が世帯主の地位を亡くなるまで譲らないという慣習のもとで、老年近くになつても世帯主権限を譲らず、世帯主にならずに亡くなるというケースがみられる。そういう年長世代が

ずっと世帯主であるというところでは、かつての先進村、昭和二十年代・三十年代に先進村が今日では停滞的になつてゐる。そういう表現がなされたのであつた。むしろ、世代を通じての継承がスムーズにいかない場合の方が多いように思つたのである。

私自身が、岩手県の志和地区で調査した中で出会つた事例（調査したのは今から五、六年前）で受けた印象では、今六十代半ばぐらになつた世代は、「気がついたら後ろにだれもいない」と言う。彼らは農地改革時は青年であつた。その後の農業近代化・機械化の中で、彼ら自身は機械化に適応しながらも農業を担い続けて來ている。そうすると大体彼らの子供の世代というものは三十代半ばぐらであるが、この人たちとは子供時代は別として農業労働にはほとんどたずさわらずに壯年時代に達してしまつた。で、六十代に入つてみたら後ろに誰もいない。社会学の用語で言えば、世代を通じて世帯主権が移つていく、労働のバターンが移つていくのを社会化（socialization）という概念で説明するというわけだが、これがうまいかないケースが多いのではないかだろうか。

ただ、田代報告に、佐賀県三日月町の「三夜待ち」という、世代ごとに、大体同じ位の年齢の人達が集まつて集団を作り、定期的に集まる、そういう講のような形態なのではないかと思われるものがあり、そこで色々な会話ををするけれどもその中に、例えば地域の将来とか、農業の将来についても話しあうという事例が紹介されてゐる。そうするところいう世代ごとの集団が形成されているというのには、なにがしか社会化がなされていく仕組と、いかかチャネルが用意されている場合もあるのかも知れないという気がした。

継承を相続ということに引き付けて考えてみると、現状に関して

安原報告の中では、相続についてこういう表現がある。「現在の農家の中では息子が農業を継がらなくとも跡取りとして残ってもらいたい、そういう意味では家業の永続性というものと家の永続性というものが必ずしもリンクしなくなっている」と指摘されている。永続性とか連続性というのは、前回の大会の光吉報告の中の山間の農村

集落の場合でも、家がサラリーマン的性格を持つようになってしまふ連続性はある。それから露報告の壹岐においても、農家経営は兼業と組みあわせたものであるけれども、伝統的な「子残留のパターン」をとる。従つて相続の問題というのは「子残留のパターン」がどういう構造のなかで続いているのか、それが考えられる必要があると思つ。

#### 四、土地所有

経営の継承に関して、田代報告では、高棚で大規模借地経営を行なつてゐる人が、借地部分の繼承者としては自分の息子に限らず、能力のある人に譲りたいと言つてゐるという事例を紹介されている。

土地所有、土地利用に関して、安原報告の中では、家産的土地位有→生産手段的土地位有→資産的土地位有という流れがあるが実際はその三つが複合的に結び付いており、これに加えて高橋会員の言う「生活手段土地所有」が基底にあるのではないかと言つておられるし、田代氏の場合にも、農地はもともと、生産手段、生活手段、私有財産、家財産であるとされ、大瀬村などみると東日本出身者は生産手段という意識が色濃く、西日本の出身者には家産意識がみられるといつておられる。田代氏は、世代構成からいふと東日本では三世代、西日本では一世代化、高齢化しており、東日本では作業受委託、西日本では賃貸借であるということから含め合わせて、東

日本では生産的所持であり、西日本では資産保有的であると分析された。

土地に関しては、これを生産手段と考えるのか、それとも資産、財産と考えるのか、その辺が問題の別れ目であると思われる。

#### 五、生活意識（ベースペクティヴ）

これについてはあまり考えが熟していないのだが、やはり要素を考えていく時には意識の側面を考えていかなければならぬと思う。

前回大会で、井上会員は、「家が意識としてあるとすれば、私有財産と結びついたものとしてある」として、中国自動車道ができる直前に長男のヒターンが多かったこと、農家青年の就農率が全国一高いのは神奈川県であることを例としてあげられた。他方、同じ大会で、大川会員は、山形県の過疎山村の事例の中から、「家意識のベースは家産だが、老人は墓にこだわる」と報告された。

意識をどのように規定するか、研究者によって色々あると思う。ここではとりあえず、帰属している集団の将来と、自分の将来の生活を射程にいれて、現在をどう位置づけているか、過去、それから将来とどのようにつなげていくかという、見通しの筋道というか、それから英語で言い替えるとベースペクティヴというか、そのひとりの見通しと考へておきたい。

そういう考え方をするとき、相川会員が昨年の自由報告で、毎日農業記録賞の入選作を素材に農村女性の家族観を分析され、「非農家出身者には職業としての農業を自負するものが多い」が、「一部に親子の愛情・家産の継承と混然一体に」農業の継承ということをうけとめている例も見られると言つておられる。意識の側面というのは

分析の仕方が非常に難しく、概念を作るのも難しいし調査の手法も非常に工夫が必要だと思う。二月の研究会の討論で、柄沢会員が意識について焦点をあてる必要があるという発言をされていたと思うが、多様な生活意識を構造的に把握していく必要があるのでないか。

## 六、家族生活

家族生活として考えたのは、項目としては居住や家計の面における文化がどのようになっているのかということである。安原報告の世代別に作目分担がなされ継承もうまくいっている例は非常に印象的であるが、続けて「そういう農家の場合には若夫婦は別棟に住んでおり、食事だけは一緒に同居しない」というような生活形態をとっている」と紹介しておられる。このような居住空間の分離は、多分なにがしか家計の分離にもつながっていると思われる。そういう例は今日の農村調査報告の中にも色々と出されているわけだが、田代氏はこれから日本農業を担うような三世代家族においては収入配分の「けじめ」が必要であると言っていた。この場合「けじめ」というのが、今言つたような家計の分離とか、生活空間の分離とどう結びつけて考えられるのか、ストレートに結びつけて考えることができるのであらうかというところに問題があらう。

## 七、村の構成単位としての家

六番目まで家について色々な形で整理してきたが、もう一つ七番目の視点、これがどうしても切り離すことができないものとしてある。それをとりあえず「村の構成単位としての家」という項目を見て考えてみたい。

安原報告の中には、「空間的な単位としての、あるいは社会的関係単位としての家」という表現がある。前回大会の柿崎報告でも、「家を単純にそのものとしてとらえることはできない」「家と家との関係のなかでしかとらえられない」として、「家でなくなりつつある〈家〉が他の人々と関わるかぎり家関係（ムラ）は持続する。」として、関係の中での家という視点を強く出されて印象深かった。

関西の研究会における二つの報告は、村の構成単位としての家という捉え方に關して示唆に富んでいる。長谷川報告は、近世の村を対象にしているが、支配の単位としての家という視点が示された。「一軒前の家」とは、領主に対して賦役を負担し、貢租の納入義務を持つ。近世の村の村落共同体としての特質は、土地の共有と同時に支配の単位であったことによる。近世は村が支配の単位であり、その中の家も支配の単位であった。その村の中で、従属身分の〈抱え〉が一軒前として認められるかどうかは、村が決定するのであり、そういう意味で「家は村事法」とされるのである。

古川報告では「一戸前」という言葉が用いられるが、この場合は滋賀県の二村落の事例により、明治以降の宮座の変化を跡づけている。宮座の変容と村落支配の再編にふれられ、村落内で「一戸前」として承認されるかどうかは、祭祀に関わることが認められるかどうかと重ねて理解することができるという見解を示しておられる。このような村の構成単位として家をとらえる観点を看過するわけにはいかない。

以上、七つの要素をとりあえず挙げてみたが、二つだけ気がついことを挙げておきたい。

一つは、それぞれの要素において現われている現象の間に、ぶつかり合いがあるということである。労働の側面にある分業化、女性の農業者としての顕在化と、継承の面における長子相続や土地を家産とする意識とは両立しない。色々な事例を付き合わせて行けば、こういう葛藤、ぶつかり合うという事例は沢山あると思う。要するに、断片をつなぎあわせるという作業は、この要素の間がどのように関わり合っているかを本当はもう少し矢印ぐりつけるところまで考えなければと思ったがそれは到底できない。その関わり方を考えると、例えば女性に視点を当てた時に他の要素がどのように関わっているかを分析する。生産組織に視点を当てた時に他の要素がどのように関わっているかを分析する。生産組織に視点を当てた時どうなるか、それから老人問題という形で現象があるけれども、それに視点を当てた時にどうなるかというふうに、焦点を絞りながら要素間の関連を考えしていく作業が、把握の基準に必要ではないだろうか。

二つ目は、地域差の問題である。田代報告では東と西の差異に非常に留意していた。古川報告では、東北型ではないところの、フランク型といわれる近畿型村落における家の断層化について論じられたわけで、村落構造の地域差を念頭に置いている。長谷川報告では、近世以降の家と村落の変化には、地域差があるはずだと指摘されている。関西地区研究会の討論のなかで、法制史の井ヶ田氏から、名主の捉え方に關して、近畿を対象に論ずる研究者がこれを自作農ととらえるのに対し、東北を対象に考える研究者は地主としてとらえるという差異を指摘している。この地域差として出て来るのは実際には地帯の差であったり、周囲の産業構造や労働市場の差であるかも知れないが、この点を、議論のなかにとりこむ必要があると思う。

#### C 概念定義の問題——家——

次に補足的になってしまふが家の概念定義の問題について論ずる。この問題については私自身うまく定義できていない。安孫子会員が、通信一五五号に前回大会での討論についての補論を寄せている。それで何をおっしゃりたかったのかというと、きっかけは柿崎会員の議論と安孫子会員の議論がかみあわなかつたことにあるが、「……使つてゐる言葉の概念が人によって違つてゐるため、提起された問題の意味が共通に理解されない……」少なくとも家ということで何を言つてか、それが違つていて、そういう反省を述べておられる。例えば安孫子会員は、「本来の家という概念」を、家族（労働の編成の基本単位、労働の再生産のための仕組み）、家産（家存続のための生産手段の体系）、家業（家族、家産によつて遂行される生産）の三局面で把握できるとし、そして現在の日本の農家は、こうした本来の家としてはとらえられないとする。

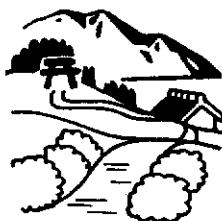
安原会員も、「一月の報告の最初に、共通課題のところに家とあるけれども、「家」ではなくて「農家」というふうに考えたいと思っている。ただ、この「農家」はやはり家的な性格を持つということ、もう一つは「家」というかたちで日本の農家をとらえるほうが、かなり歴史的に括りを持ち得るということがあるので、「家」というタイトルになつたかと思う。」と留保しておられる。

乱暴な言い方だが、今日の日本の農家を仮に家と呼ぶとして、概念としての家（安孫子会員の言葉で言えば「本来の家」、しかしそれとても歴史的に規定されたものであるはずであるし、長谷川報告とつなぎ合わせてみれば規範的なもの）と、目の前にある実態としての家とを、とりあえず分けて議論する工夫が必要だと思われる。

光吉会員は、概念としての家を、家のミニマム・エッセンシャルズと呼ばれて、それを抽象的レベルでの連続性と、生産に直接結び付く連続性に求めておられる。それで言えば、現代の漁家や農家は基本的には家ではなく家族という文脈で考えるべきであるとされる。

これは光吉会員のグループが、家族規範の問題と生活状況の問題との二つの側面に分けて論じたいとされたこととも関連するかもしれないが、概念としての家と実態を一応、実態は家族であるというふうに分けておられる。これは柿崎会員のおっしゃったこととも関係してくると思う。柿崎会員は、村の人の考える家、行政の考える家、それから研究者のとらえる家、これを区別して考える必要があると指摘されている。

概念としての家と実態とを区別して論じることはもしかしたらもともと無理なのかもしれないが、今回共通課題に設定されているテーマのもとで議論していくことになれば、それぞれの家概念に立って見た時に、日本農業の転換期というところで出てくる現象を、どのように切り取ることができるのか、ここが問題になるのではないか。だろうか。



## 「農村社会編成の論理と展開」によせて

東京農工大学 高橋明善

与えられた報告課題は、昨年の大会報告の際の議論、とその後の東京地区の研究会（安原、田代報告）をまとめて整理せよということであった。課題にむかってポイントとなる点と思われる点を、前年度研究会を含めて整理してみた。もっぱら通信と私のメモによる討論の整理と報告であり、ここに現れない方々の議論の検討も行なっていない。この点ご了承願いたい。（田代氏の報告は通信にまだのない発言は大会時の発言）

### 一、安原の問題指摘（一五六号）

#### 土地利用と村落の課題継承に関連して

「農家家族の論理（高橋）」といふものを基礎におかなければ農地の流動化、あるいは共同化等にしても、比較的現実性を持ち得ないかもしない

たとえば「いえ」的所有（田代氏）、私的土地位の意味合い（東会員）、家一般ではなく「現在の農家の構造と基盤」（安原会員）を問題にしようとする。

### 二、農家の家と家族の理解のし方に關して

1、安孫子は歴史的存在としての家形成の契機を労働力編成の単位として理解する点でもっとも厳密で狭義に理解する（労働力編

成単位としての家族、家産、家業の統一体)

補完としての家関係の存在。それらの変容解体のなかに農業と農村の変化をみようとする。家関係(共同体関係)の存在をふまえてもう少し広い地縁的機構として形成されたものが村落。「超歴史的には家を家族が生き続けるための組織」とする点では他と共通(一五五号)

2、柿崎は家生活体の日常的生活関係のなかに家を見る。家連合をまとめるものとしての村落

3、家の基礎に家産としての私有財産を見る大川(血、墓の重なりを見る家の複合的理解)、井上。家と土地所有を見る(田代氏)  
4、家や同族の延長線のうえに村落が見えてくる東北、村落がまずあってそれに規定されたかたちで家や同族がある近畿(藤井会員、一五三号)

5、西における株、一戸前としての家(鳥越によるとそれは権利であり、家産家業がなくてよい。鳥越はこの場合新興住宅地でも永住性をふまえて一戸前の権利が発生すると近畿型家論を拡張するがこれは株論に一般的とはいえない)家を基本に日本の家族を把握する基層文化論把握)。株論と大川のいう山村での共有林の権利との異同

6、変動を把握する視点として家と家族を概念的に分ける視点(安原を含む)そのための概念図式

イ 渡辺兵力(制度的家と所帶的家族

農家の規定)先祖伝来の「土地所有を承認し会う間柄」社会関係にある人々

ロ 光吉会員 規範(成員配置、所有、役割)と生活状況の一致

の中に家を見るが現段階ではでは、家族を基本として農村の家を見る立場をとる。

しかし、家族のうえに連続性の存続など基層文化、日本の家族文化の存続を見る。規範と生活状況のずれの拡大、規範としての家産、家業の後退、そこから規範の修正の発生

7、変動をふまえた新しい類型論、変動論の視点

居住規制ではなく繼承に注意した家族類型の分類(森岡清美)をもたらした家族の分化(たとえば直系分居家族、個人志向型家族(長谷川会員一五三号)、修正直系家族(家父制直系家族の修正)那須浩一)、一世代夫婦家族(布施、安原会員一五六号)、戦後における制度規範の弱い夫婦家族制、直系家族制双方の影響を受けた直系家族の多様な存在形態。(森岡)

森岡については高橋の補注(安原の森岡理解に誤解があるの)で(一五三号)

古い自作農の家族と新しい自作農の家族(高橋、安原引用一五六号)

個人と家の関係の中から家を理解する(嘉田会員)家の規範とその東西の違いをそこから見る(一五三号)。光吉も個人の動きを「生活状況」の中から見出そうとする。

一次元的価値であった家の繼承と家業としての農業の繼承の二次元的分化、農家の再生産の困難化の発生(石原会員一五三号)。個人のライフコース経験は家の繼承維持という価値に制約されているが、選択幅の拡大と規範の変化を見ることができる。

## 二

家については明確な社会科学的規定はなくさまざまな存在形態を多面的に把握すべきだ、たゞさば京都では家格が重要（松本会員）。家の信用を重視する見解もあった。

精神的観念的アイデンティティから家を見る視点（安原、一五六号）

安原は所有・経営・労働の三位一体構造のなかに自作農を見るがこれを所帯的家族の側面とする。とすれば、家から所有の問題が切り離される。制度的家の側面を時間的継続の中での家、社会的・空間的単位としての家と把握する。ここでは制度的家は観念的継承と村との関係性の中で規定されることになろう。他の論者との重要な違いで注意を要する。

### 三、土地の所有と利用に関して

イ　　家を家産をベースにおいて理解する視点（再掲、大川、井上）

口　　渡辺は制度的家を家長、家産、家柄よりみる（渡辺については高橋の説明）。

所帯的家族は土地を經營して生活するため村領域から制約される。

光吉は家規範を成員配置＝渡辺は所帯的家族に入れる、所有、役割よりみる。

家業、家産＝物的装置、經營共同体の実態は弱まっている。

ハ　　安孫子（再掲）は歴史的に家を規定している契機を重視して労働力編成の単位としての家族が家存続のための生産手段＝家産によって家業を遂行するところに家の論理を見る。家業が解体すれば生産手段としての家産ではなく単なる財産が残る。

## 二

### 田代氏の報告から

(1)直系家族制とそれを支える家の土地所有が、労働力家族内自給的な小農経営とそこでの農地流動化を媒介する。

(2)家の存続を展望する。農地はもともと生産手段であると同時に

生活手段、私有財産、家財産である。そこから当面作業受委託から賃貸借への流れを実践的に方向づける。しかし西では一世

代世帯化が進む中で賃貸借が耕作放棄と紙一重で進んでいる。

(3)家と村は水田社会に固有なものとして把握。高い土地生産力、数千年連作＝非割替、定着、所有として蓄積可能な農業形態が家を生む。家の空間的・時間的連合が村である。

(4)村は水田生産力を維持する基礎単位、課税の単位であり土地所有の単位ではない。内圃ではなく外圃を共有するのみで近世ににおいても基本的に個人所有である。と総有制を念願におく磯辺、川本氏らに批判的。

(5)家と村の存続を前提に、個人の自立を考える視点から家の変革よりはその内部変革を主張。

## 四、家と村の関係

1、安孫子にとって村とは何か。「家関係の存在をふまえてもう少し広い地縁的機構として形成されたもの」という。

2、柿崎は家連合をまとめてむらが形成されてきたという。支配の

側からもむらが求められる。前者の関係性の中で家とむらを考える立場であり、それを後者のオオヤケに対しプライヴェ

イトということに反対。生産ではなく日常的互助関係を重視するが生産面での関係の弱化は村と家関係の変化をもたらさないかどうか、全体としてどのように変化しつつあるかについて書きたい。

3、両者は家の関係性を重視するが、家の関係性と村の関係がはつきりしない。

家と村の関係性が理解されるときに変化が肯定されている家の変化がむらに及ぼす影響の重要な局面が明らかになる。

4、岩本はかつては水、山がオオヤケとしてあつたが、労働組織を含めて村が見えなくなっているときなおムラが有るとすれば、オフィシャルではないオオヤケむらがあると思うが、それは何かと問う。

5、光吉は個人、家族レヴェルでの私に対してもオオヤケは行政単位でしかとらえられない現状と編成論理をいうが、単なる地域社会とはことなり、むらを抜きにしてはとらえられないともいう。調査漁村における株の問題が論じられる。

6、大川の言う山村での共有林への権利も株論にかかるが、近畿型農村で勢力的に論じられている一戸前の家、や株論が大会では十分に論じられなかつた。

7、村落とは土地保有という事実を相互的に承認していることを集団成員の基本的要件とするルールがその集団秩序の根底にある地縁的な基礎集団である。(渡辺参考)

総じて高山のいうように自由化と市場論理の貫徹で家、村の編

成の論理は変るのか変ったのか

#### (残された問題)

一 「転換期」の意味付けの問題には議論が及ばなかった。

二 家と村を理解するためにはこれを歴史的、比較社会論的に考える必要がある。

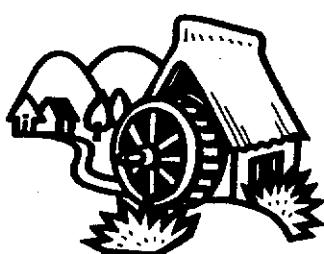
1、家も村も支配の側から形成されると同時に生産生活組織として下から形成されたものとみた。中世の惣村は領主権力との対抗関係下でできたものであるし、名主連合であるかぎり下人層に対する支配組織であった。近世の村も徵税組織として上から形成されたものであると同時に、族縁的結合に變る地縁結合の成長が上からの設定を可能にしたと見なくてはならない。そして初期本百姓体制の下では從属層であった農民の抵抗自立化が本百姓の増加となつて現れ、中期以降、大多数の農民が生産生活単位としての家を持つことができるようになつたのだが、村を相對的少数者の組織から大多数の家々の連合へと変化せしめたのである。この点黒崎氏の一五二号の家と行政区の結合としてだけ近世以降の制度的村を見るのは示唆に富んだものだが若干圖式的である。非定形的な家関係の中にのみ「むら」や共同体関係を見るには批判的にならざるをえない。徵税単位としての支配の側から家の設定を一面的に強調するのも、本家による家産制的支配の中に位置付けることからのみ家の本質を理解しようとするのも同調できない。個別の家関係だけではなく、家の変化と村の変化の関係も理解すべきである。村再生論や島崎氏の村自治体化論(地域社会学会大会への遺稿としてのレジ

ユメ）も村が単なる行政村なら考えにくいだろう。家もまた生活組織の側面を持っているからそれの全体論理を抜きにした合理主義は上滑りになる。しかし農村婦人にとっては田代氏がいよいよに人格自立にとって障害となる面を持つてはいる。しかし村関係の中での自立を伴わない家族内関係の変革だけで問題は解決するだろうか。

2、比較社会論的に見た場合、家も村も一定の生産力の発展と支配の側からの働きかけの相互関係の中で形成されたものと考える。大多数の農業者が家によって自らのエゴを主張できるようになつたのは近世中期にいたつてからである。地縁的連合も族縁的支配や人頭支配を断ち切るだけの農民の地位の向上による横の連合形成がなければ成立しえない。

東南アジアの均分相続の農村住民は家を持たず村も弱体でいざれにも守られないわば甲羅のない住民である。たとえば天水利用に依存し水管理組織もなく耕作地を移動するような低生産力段階で強力な地縁結合は望めないのである。西欧の中世村落共同体はたしかに共同所有、共同耕作など共同体としては強力である。しかしそれも、三圃農法、八頭立て有輪すきなどの生産力の発展に支えられて形成されたものであり、その内部の人間関係は対等制を強く持ち契約的でありアソシエイション的であった。日本が個人所有を基本としていたから共同体は弱かつたとする議論もあるが、身分上下関係を持つ日本近世の村の内部の関係はより個人否定的であったのではないか。総有制否定論者も日本の私有制がより弱い個人、家族の私有であったことは見ておかねばならないだろう。何故日本にだけ単独相続制と

永続性をもつ家が形成されたのかも考える必要があろう。家も村も農民が自己を主張し、生活を保障するための組織もあるからその存在が重いのである。  
集団的自作農（磯辺）はこうした実態を前提においていると思われる。西欧式のアソシエイション型に一步進むことを考える必要があると思う。島崎氏の自治体としての村落も同様である。



## 〈討論要旨〉

松田会員の報告の後、磯辺会員の司会のもとで活発な討論が行なわれた。しかし議論は必ずしも松田報告の内容に即して展開したわけではなく、またその論点は極めて多岐にわたり、無学な私が正確に整理しうるものではなかつた。そこで、議論が比較的まとまって展開されたいいくつかの点について要約的に紹介することでお許し願いたいと思う。

### 一、「転換期」をめぐつて

松田報告の中心はBの「家と農業経営」の論点整理にあつたが、討論ではむしろAの部分に議論が集中し、共通課題の問題設定の根幹にかかわる二つの重要な問題が論じられた。一つは、「転換期」をどうとらえるかという問題であり、もう一つは、なぜ現時点で、「家」が農業経営との関連で問わねなければならないのかという問題である。「転換期」をどうとらえるかについては、前回大会から不正確なままであったようと思われるが、今回松田報告では、かなりはつきりとした方向が示されたと言えよう。討論においても、高山・磯辺両会員が見解を述べられた。高山会員は、内外の自由化の越勢や地域間競争の激化、とりわけ食管制改変の動きが、これまで統制経済的性格が強く商業化が徹底しなかつた稻作経営に与えるインパクトを重視された。一方磯辺会員は、農民層分解がどういう方向を向こうとしているかに注目され、三つの可能性を示唆された。第一は古典的な三大階級への分解、第二はそうした分解の方向をたどりながら

も、中途半端な分解にとどまり、兼業農家が依然として滞留するケース、そして第三は土地利用型農業が解体し、土地持ち労働者と老人のホビーネ農業のみが存続するという極端なケースである。この可能性のうちどれを想定しながら転換期を考えるかによって、家と農業経営の係わり方も違つてくるとされたのである。

他方、渡辺兵力会員は、松田会員の言う「転換期」とは日本農業の転換期という意味であると理解されながらも、日本農業がこれからどうなるかというのは農村社会学にとって一種の与件であり、農家における人間関係こそが対象とされるべきであると主張された。

### 二、なぜ「家」なのか？

第二の問題はすでに第一回研究会で安原会員によって問題にされてきたが、今回議論の中心になられたのは宮崎会員と渡辺会員であった。宮崎会員は、統計上の農家は四百二十万戸であるが、実際に農業経営を行なっている農家は、例えば百五十日以上農業に従事する者が一人でもいる農家をとつてみると約百万戸に過ぎないことを指摘された。そして、社会学としてむらの構成要素である四百二十万户の家を問題にする立場もありうるだろうが、農業経営という観点からは、やはり農業経営をやつているという意識のない農家は落として、自覚的に農業経営を行なっている百万なり二百万なりの農家を問題にせざるをえないとの考え方を示された。そして、明らかに農業経営をやつている家が、家という形で世代交替のピンチを切り抜け、農業経営を続けていくことができるのかという問題を提起されたのである。

一方、渡辺会員は、松田報告には「日本農業の転換期における農

「家家族と農業経営」という題が適当であり、「家」などと言う必要はないのではないかと主張された。そして農業経営の経済的変化の側面に対して、日本の農家家族がどのように対応しているのかを、「家」ではなくファミリー論として論じるべきであると指摘されたのである。こうした渡辺会員の認識の背景には、農家を所帯的家族と制度的家という二つの側面を持つ構造体として把握する渡辺会員の理論があることは言うまでもないであろう。「経営」は所帯的家族の構成要因の一つと考えられており、家は主としてむらの中の秩序に係わるものとされている。従って、討論のなかでの渡辺会員の表現を借りれば、「家というものは農業経営とはあまりかかわりの無いもの」ということになる。

しかし残念ながら、以上の重要な問題提起に対し掘り下げた議論はあまりなされず、なぜ家「と」農業経営を結び付けて論じければならないのかは、結局不明確なままに終わつたように思われる。

### 三、有機農業における〈家〉

その後工藤会員の提案により、松村会員から山形県高畠町の有機農業の興味深い事例の紹介が行なわれた。松村会員によれば、有機農業は労働の過重さゆえに「家」でなければやつていけない。労働組織として否応なく家族が総動員され、全力でフル回転して初めて経営が成り立つという。それだけに、過重労働に耐える強さを持つ反面、家族のうち一人でも病気になつたりすればシステムが崩れてしまうというもろさも持ちあわせている。

工藤会員から、例えば同じ集落の専業農家を有機農業の農家と比較した場合、同じ家としての性格を持つといえるのか、それとも専

業農家の方がある意味で家としての性格を欠いて来ているということはないかという質問がなされた。それに対して松村会員からは、有機農業の場合家として組織化する原理が他と違うのではないか、労働組織として見てはいけないのでないかとの回答があつた。

松田会員からは、有機農業は家業なのか職業なのかという質問があつた。松村会員は、東北地区の研究会での家業と職業をめぐる細谷会員の表現に共鳴し、有機農業の場合家業として引き継ぎつつ、いつか職業として転換していくという表現がまさに当てはまり、家業でなくして職業としてでなくては食えないという状況のなかで彼ら自身が変わつて行つたとの理解を示された。

松村会員の報告には他にも非常に興味深い点が数多くあったが、十月の大会の課題報告で報告がなされるとのことであるから、今回は割愛することをお許し願いたい。

### 四、松田会員の〈論点整理〉をめぐつて

松田報告の中心部であるBの部分に関する議論はまとまつたかちでなされず、要約することは困難である。ここでは、松田会員により提示された七つの要素の配置に関しての補足的な説明を紹介するにとどめたい。

松田会員によれば、七の〈村の構成単位〉のみを図の右側に置いたのは、村の構成単位としてのありかたが二～六の全てに係わつてくると考えたからであり、できれば諸要素間の相互関係を図示しかつたとのことである。

また、磯辺会員からは、一の構成は家族原理であり、七は制度に係わつてくるのではないかとの指摘がなされた。

### 五、「家」イメージの拡散

渡辺会員は、松田報告で家概念の検討が最後に補論的にしか行なわれていることに対し疑問を提示されるとともに、「家」に関するイメージが論者によって著しくばらついていること、さらに松田会員自身の家概念が示されていないことを指摘された。酒井会員はむらについても同様のイメージのばらつきが見られることを、専門とされる漁村の研究から指摘され、渡辺会員との間で漁村と農村の相違について興味深い議論が交わされた。しかし、その後議論の中心は村の問題に移り、〈家と農業経営〉の関連については十分に議論が深まらずに終わった感が否めない。

以上、松田報告の論旨と密接に関連すると筆者が判断した議論を極めてラフな形で紹介して来たが、まだ討論の半分ほどにふれたに過ぎない。論及し得なかつた議論もほとんどが重要かつ興味深いものであるが、筆者の不手際と紙幅の制限から多くの議論を紹介しえなかつたことをお詫びしたい。また、筆者の理解力の不足から思われぬ誤解をしている箇所があるかも知れない。会員の皆様の御寛恕ををお願いする次第である。最後に、全体的な印象を述べさせていただくとすれば、現時点でなぜ「家」と農業経営の関係が問わなければならぬかが、ついに明確にならなかつたようだ。〔家〕について社会学と経済学の接点を見出すことの困難さを、これまでの研究を通じて痛感させられた。農村社会学と農業経済学を媒介しうる理論の構築が必要になつてきているのではないだろうか。

(中央大学大学院 澤美剛)



## 一九八九年度第五回運営・

### 宿題合同委員会記録

#### 議題 一、第三七回大会について

共通課題報告者については、すでに農村の老人問題について奥山正司会員（東京都老人総合研究所）の報告を依頼して3承をえているが、さらに農業生産組織を調査してきた東北大大学グループ（代表佐藤勉会員）、有機農業の調査をつづけている松村和則会員（筑波大学）に依頼する。中部・近畿地区より一名の報告者の推薦を宿題委員に依頼することを決定した。

#### 報告事項

##### 一、事務局

- (1) 「研究通信」一五七号を七月二十六日に発送予定である。大文案内、申込みはがき、会員名簿原稿用はがきを同封する。

##### (2) 会員動向

新入会員 富山一郎（神戸外国语大）

野崎敏郎（神戸大学）

退会 満田久義・江島成也

死亡 福武直（一九八九年六月二日）

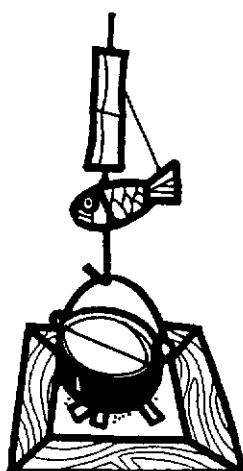
なお、故福武会員の追悼文（連見会員）を一五七号に掲載した。また高橋（善）会員から、七月二八日に挙行される葬式に、村研有志の花輪を捧げたいとの提案がありましたので、事務局では関係者に募金を呼びかけている。

##### 二、編集委員会

農文協に原稿を入れた。

##### 三、宿題委員会

東北地区、中部地区研究会の実施状況



## 一九八九年度第六回運営・宿題合同委員会記録

内容を検討して、大会プログラムを編成した（大会プログラム参照）

### 二、その他

ドイツ日本研究所からの「研究プロジェクトへの協力依頼」（八月一〇日）については、村研としては該当しないが、村研会員の協力は可能なので、来る第三十七回大会の席で、出席予定の、メルハルト氏（ドイツ日本研究所スタッフ）から説明をしてもらう。

日時 一九八九年八月三十一日（木）  
場所 中央大学駿河台記念館五〇〇号室  
出席者 磯辺、柿崎、高山、松田、安原、若林、吉沢、  
渥美（事務局）

### 報告事項

#### 一、事務局

- (一) 故福武直会員への花輪代は、東北研究会、東京研究会の席で会員に呼びかけ、会員の賛同をえて計一万六千円を葬儀委員会に送金した。
- (二) 会員名簿を作成中で大会までに配布する予定である。

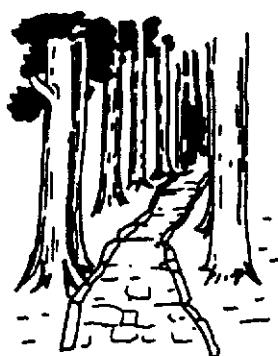
#### 二、編集委員会

大会までに農文協から出版される予定である。

### 議題

#### 一、第三七回大会について

- (一) 大会への会員参加状況について、大会事務局より約七〇名に達する状況と報告があり、大会参加の確認、交通、会場案内、宿泊場所案内など、大会事務局で資料を作成して、「研究通信」一五八号に同封する。
- (二) 大会報告申込者、自由報告七名、課題報告三名の報告題名、



## 訂 正

「研究通信」No.一五七号に誤りがありましたので訂正いたします。

四〇頁上段1行目

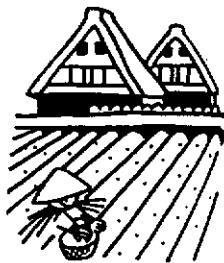
(誤) 七月一日  
(正) 六月一日

四〇頁下段23行目

(誤) 「理境問題」  
(正) 「環境問題」

四三頁上段5行目

(誤) 三月五日  
(正) 五月五日  
(誤) 三月九日  
(正) 五月九日



## 会員の出した本

高木 正朗

『近代日本農村自治論』

(多賀出版、一九八九年、会員価格四、四〇〇円)

## 会員動向

### 新入会員

笠原 恵 (東北大学大学院)

〒九八二 仙台市太白区桜町町一一一二

堀川 彰 (農水省農業研究センター)

〒三〇五 つくば市観音台三一一一農業研究センター内

原珠里 (農水省農業研究センター)

〒三〇五 つくば市観音台三一一一農業研究センター内

会員新名簿(一九八九年七月三十一日現在)の配布について  
おそくなりましたが、新しい会員名簿が会員の皆様の御協力でで  
きましたのでお手もとにお送りします、「研究通信」一五七号以降の  
住所、所属変更は「研究通信」一五八号への記載を省略しましたの  
で、ご了承下さい。